

奈良市幼保再編計画 【令和4年度修正版】



令和5年3月

奈良市

はじめに

本市では、少子化の進行や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化等の影響を受け、市立幼稚園では過小規模化が進む一方、保育所では待機児童が発生する他、幼保施設の老朽化等、就学前児童の教育・保育についての喫緊の課題を抱えていました。そこで、これまでの幼稚園と保育所の枠組みだけでなく、保護者の就労形態に関わらず子どもが教育・保育の機会を得られる幼保一体施設である認定こども園を加えるため、平成25年1月に「奈良市幼保再編基本計画」、同年7月に「奈良市幼保再編実施計画」、平成27年3月に「市立幼保施設の民営化についての基本的な考え方」を策定いたしました。

これらに基づき、市立幼保施設の統合再編とそれに伴う認定こども園化及び民営化を進めることで、保護者の選択肢を広げ、増加・多様化する教育・保育ニーズに対応するとともに、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを進めてきました。

しかし、人口減少・少子化は引き続き進行していることから、本市が都市として持続し、地域の活力を維持するため、まちづくりの最も基本となる奈良市第5次総合計画(令和4年度～令和8年度の前期推進方針)では、「未来を育てる(子育て支援)」を「重点分野」とし、「子育て環境の充実」を施策として掲げています。

「子育て環境の充実」では、幼児教育・保育の需要に応じてその体制を整備することで、待機児童を解消し、働き方に応じた多様な子育てに対応できる環境を整えるとともに、関係者の専門性の向上による教育・保育の質の向上を図ることを施策の方向性としています。

こうした状況の中で、本市では現行の基本計画策定から10年が経過し、社会情勢も変化していることから、これまでの取り組みを検証するとともに、市立認定こども園(以下「市立こども園」)の保護者向けアンケート結果等から、現在の幼児教育・保育環境を分析し、これからの幼稚園・保育所及び認定こども園のあり方について検討を重ね、「奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】」の策定を行いました。なお、その計画期間は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。

この計画の策定にあたっては有識者や公募市民で構成する「奈良市子ども・子育て会議」の「教育・保育部会」において審議いただき、いただいた意見をもとに、基本的な方針をまとめました。

今後、本計画をもとに保護者や地域の皆様に丁寧にご説明しながら、就学前児童が適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができる環境整備を地域の実情に応じて進めてまいりたいと考えています。

【従来の再編計画】

奈良市幼保再編基本計画

(基本的な方針、方向性)

平成 25 年 1 月

奈良市幼保再編実施計画

(事業の具体化)

平成 25 年 7 月

**市立幼保施設の民営化に
ついての基本的な考え方**

(民営化の進め方)

平成 27 年 3 月

【新たな再編計画】

奈良市幼保再編計画

【令和 4 年度修正版】

(一元化)

今まで 3 つに
分かれていたものを、
ひとつにまとめました。



目次

I. これまでの幼稚園・保育所の運営等を検討する取組について

1. 国の動向について…………… P. 5
2. 奈良市の動向について…………… P. 6

II. 再編による成果

1. 保育に係る定員の拡充及び待機児童数の減少…………… P. 12
2. 再編に係る検証結果について…………… P. 14

III. 奈良市の幼保施設の現状と課題

1. 施設及び利用児童の状況…………… P. 17

IV. 再編に対する基本的な考え方

1. 再編の理念…………… P. 20
2. 行財政改革の視点…………… P. 20
3. 再編の実施方法…………… P. 22

V. 民営化の基本的な考え方

1. 民営化実施方法…………… P. 24
2. 民営化により実施する教育・保育内容…………… P. 24
3. 民営化対象施設…………… P. 26
4. 保護者説明会の実施…………… P. 26
5. 移管先法人の選定…………… P. 26
6. 移管先法人への移管方法…………… P. 27
7. 移管先法人への引継方法…………… P. 28
8. 民営化後の市の役割…………… P. 29

IV. 魅力ある教育・保育の実施に向けて

1. 教育・保育内容…………… P. 30
2. 教育・保育の質の向上…………… P. 30
3. 3歳児保育の整備…………… P. 31
4. 障がいのある子どもの教育・保育の充実…………… P. 31
5. 幼保施設・学校機関の連携…………… P. 32
6. 子育て支援の充実…………… P. 32
7. 幼保一体化の推進…………… P. 33

Ⅶ. 提供区域ごとの再編方針について

1. 中央区域…………… P. 35
2. 西部北区域…………… P. 36
3. 西部南区域…………… P. 36
4. 南部区域…………… P. 37
5. 東部区域…………… P. 37

Ⅷ. 資料編

1. 市立こども園在園児保護者アンケート結果について…………… P. 39
2. 移管園の在園児保護者アンケート結果について…………… P. 44
3. その他の資料について…………… P. 46

「保育所」と「保育園」の使い分けについて

法律上の正式名称は「保育所」です。奈良市では市が設置している保育所の名称を「〇〇保育園」としています。そうしたことから本再編計画においては、制度上や一般的な表現に用いる場合には「保育所」を、個別の施設を表現する場合には、「〇〇保育園」と表現することとしています。

I. これまでの幼稚園・保育所の運営等を検討する取組について

1. 国の動向について

我が国では、就学前児童の教育・保育について、文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所、それぞれ二元的に施策が実施されてきましたが、近年の社会構造や就業構造の著しい変化等を背景として教育・保育ニーズが多様化し、両施設で長時間保育の実施や幼児教育のさらなる充実が希望される等、類似した機能が求められるようになってきました。加えて、一部幼保施設の過小規模化や保育所では待機児童が発生する等、両施設の運用の工夫が求められるような状況が出てきました。

このような従来の枠組みだけでは対応できない状況に対して、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して質の高い幼児教育・保育を提供する新たな枠組みをつくるために、平成 18 年 10 月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、「認定こども園制度」がスタートしました。

その後、国会において、社会保障と税の一体改革の中で審議された「子ども・子育て関連 3 法案」が平成 24 年 8 月に可決・成立し、子ども・子育て支援制度がスタートしました。これにより、幼保連携型認定こども園について認可・指導監督が一本化される等の改善が図られるとともに、「認定こども園」のさらなる拡充をはじめ、小規模保育や家庭的保育（いわゆる「保育ママ」）など多様な保育サービスの拡充などが目指されており、就学前の教育・保育の制度が大きく見直されることになりました。

待機児童解消に向けた取組としては、保育の受け皿拡充を目標に国が支援を行う「待機児童解消加速化プラン」（平成 25 年度～平成 29 年度末）が公表され、これ以降も、「子育て安心プラン」（平成 30 年度～令和 2 年度末）及び「新子育て安心プラン」（令和 3 年度～令和 6 年度末）においては、待機児童の解消に加え、女性就業率の上昇にも対応できるような保育の受け皿整備を支援する方針としています。

さらに、少子高齢化という国難に正面から取り組むため、令和元年 10 月の消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたち等の負担軽減措置を講じるため、令和元年 5 月に子ども・子育て支援法が一部改正され、同年 10 月には、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額の無償化等が開始されました。

しかし、少子化、人口減少に歯止めがかからず、さらに児童虐待や不登校が増加するなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、さらに、コロナ禍がこどもや若者、家庭に負の影響を与えている状況です。そのため、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を目指すため、令和 4 年 6 月に「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」等が公布され、令和 5 年 4 月から「こども家庭庁」が新たな司令塔として創設されることとなりました。今後も国の動向を踏まえつつ、本市としての準備も着実に進めていく必要があります。

2. 奈良市の動向について

(1) 市の再編の取組

① 市立幼稚園について

本市は、昭和 40 年頃から住宅開発が進み、人口が急増しました。それに伴って昭和 40 年以降に市立小学校 22 校が新設されました。市立幼稚園については、4 歳児、5 歳児の 2 年保育とし、1 小学校区に 1 幼稚園の設置を目指し、昭和 40 年以降に 23 園が新設されました。そして、平成 5 年に左京幼稚園が新設された時点で、市立幼稚園数は最大の 41 園となりましたが、市立幼稚園と小・中学校の幼児・児童・生徒数は、幼稚園で昭和 54 年度、小学校で昭和 57 年度、中学校で昭和 62 年度をそれぞれピークに減少傾向に転じています。その結果、平成 12 年に幼稚園 1 園を閉園、平成 16 年に小学校 1 校を閉校、また、平成 17 年に幼稚園 1 園を休園（平成 23 年に閉園）するに至りました。このように小規模化が進行する一方で、一部地域では大規模集合住宅等の建設により子どもの数が増加し、プレハブ校舎で対応する等、学校規模の格差が生じ、その規模が小さすぎたり大きすぎたりすることにより教育的効果を十分にあげられないという状況が出てきました。

このことから、奈良市第 3 次総合計画の後期基本計画（平成 18～22 年度）では、市立幼稚園と小・中学校の適正規模及び適正配置について検討し、中学校区ごとの統合・再編の計画案（計画期間：平成 19～28 年度）を作成し、その前期計画（平成 19～22 年度）の対象となる地域ごとに取組を実施してきました。しかし、市立幼稚園に対して、3 年保育や長時間保育、給食の実施等、これまで実施していないサービスのニーズがあり、認定こども園の早期増設要望があるものの、統合により、地域から幼稚園が無くなることについての合意が得られず、計画が進まないケースもありました。

以上のような状況に対応するためには市立幼稚園だけの検討では限界があり、市立保育所を併せて今後どのようにしていくのかを検討する必要性もでてきました。そうしたことから学校規模適正化のうち、幼稚園については平成 23 年度に新設された「子ども未来部」に委ねることとし、教育委員会の学校規模適正化の検討から外すこととなりました。

平成 25 年 1 月に奈良市幼保再編基本計画を作成以降は、過小規模化する幼稚園を中心に閉園及び再編を行い、令和 5 年度の市立幼稚園数は 9 園となる予定です。各園の状況は、次のとおりであり、極端に園児数が少ない幼稚園への対応が喫緊の課題となっています。

【市立幼稚園の園児数の規模別一覧（R5. 4. 1 に運営中の園のみ）】

園児数	園数	累計	市立幼稚園名（園児数）
1～10	2園	2	二名（10）、済美（10）
11～20	2園	4園	佐保（20）、大安寺（19）
21～30	5園	9園	西大寺北（21）、鳥見（21）、六条（26）、伏見南（26）、富雄北（29）

※（）内は園児数（令和 4 年 5 月 1 日時点）

② 市立保育所について

市立保育所は平成 17 年度に、月ヶ瀬村・都祁村との合併により施設数が過去最大の 24 園になりましたが、4 月時点の待機児童数が過去最多の 352 名と、待機児童の解消が大きな課題となりました。

しかしながら、少子化進行と反して保育ニーズは増加・多様化を続け、市立保育所においても、待機児童を抱えている保育所がある一方で、定員を大きく下回る保育所が存在する等、そのあり方について検討が必要になりました。

このような状況の中で、平成 18 年度に「奈良市保育所運営検討委員会」を設置し、その後 4 年間にわたり、市立保育所の民営化、認定こども園制度、認証保育園制度、その他の保育所運営について検討してきました。

平成 25 年 1 月に奈良市幼保再編基本計画を作成以降は、過小規模化する幼稚園と併せての再編や単独での民営化により、令和 5 年度の市立保育所数は 4 園となる予定です。

③ 市立こども園について

本市では、平成 18 年の「認定こども園制度」のスタートに先駆け、平成 17 年度に実施された国の幼保一体化を目指した「総合施設モデル事業」の指定を受け、市立帯解幼稚園と帯解保育園において調査研究を行いました。

また、このモデル事業が契機となり、市内大学の協力のもと、幼稚園教員と保育士がともに幼児教育についての理解を深める合同研修の取組や、幼稚園教員と保育士が共同で市立幼稚園、保育所、認定こども園のどの施設であっても目指すべき基盤となる共通のカリキュラムの開発の取組を始めました。

また、奈良市第 3 次総合計画の後期基本計画（平成 18～22 年度）において、学校教育や児童福祉の充実を図るため、幼保一体化での総合施設（認定こども園）の設置を主要な計画として位置付けました。

そのことから教育委員会では、先に述べた学校規模適正化の検討と合わせて、認定こども園の設置について市長部局と連携して検討を始め、平成 21 年 4 月に奈良県初の認定こども園として、奈良市立認定こども園富雄南幼稚園（幼稚園型）を開園しました。その後、平成 22 年 4 月に奈良市立認定こども園都祁保育園（保育所型）が、平成 24 年 4 月に奈良市立認定こども園左京幼稚園（幼稚園型）が開園しました。

平成 25 年 1 月に奈良市幼保再編基本計画を作成以降は、市立幼保施設の統合再編による市立こども園への移行を進め、令和 5 年度の市立こども園数は 18 園となる予定です。

④ 民間移管園について

平成 25 年 1 月に奈良市幼保再編基本計画を作成以降は、市立幼保施設の統合再編による市立こども園への移行を進めてきました。しかし、多様化する教育・保育ニーズに対し、公立園では限られた財源の中で十分な環境整備が難しいことから、令和 2 年度以降は民間

活力を最大限に活用することで、迅速かつ柔軟に対応ができる幼保施設の民営化を中心に取組を進めています。

なお、民営化の実績としては、令和2年4月に、鶴舞こども園と右京保育園の2園を幼保連携型認定こども園として民営化しました。令和3年4月には富雄保育園を民営化し、続いて令和4年4月からは民営化後の同園と富雄第三幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園に移行しました。また、令和4年4月には、春日保育園及び大宮保育園についても民営化しています。これにより、民営化により開設した認定こども園は3園、保育所は2園となっています。

今後、令和5年4月に、大宮幼稚園、大安寺西幼稚園、明治幼稚園の3園を、令和6年4月に西大寺北幼稚園を、それぞれ幼保連携型認定こども園として民営化する予定です。

また、令和7年4月には、三笠保育園を民営化する予定です。

【幼保施設数等の推移（休園を含む）】

		H24	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5(予定)	R6(予定)
		2012	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
市立	幼稚園	36	23	20	17	16	15	13	9	8
	保育所	18	12	10	8	7	6	4	4	4
	こども園	3	12	16	19	18	18	18	18	18
	計	57	47	46	44	41	39	35	31	30
私立	幼稚園	15	15	14	14	14	12	11		
	保育所	24	24	26	26	29	31	33		
	こども園	0	9	11	11	13	16	18		
	計	39	48	51	51	56	59	62		
民間移管	保育所	0	0	0	0	0	1	2	2	2
	こども園	0	0	0	0	2	2	3	6	7
	計	0	0	0	0	2	3	5	8	9

【市立幼保施設の園児数推移】※

		H24	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
		2012	2017	2018	2019	2020	2021	2022
幼稚園		1,711	983	765	524	435	354	274
保育所	2号認定	1,318	976	840	645	581	490	259
	3号認定	766	613	530	422	358	275	160
こども園	1号認定	258	725	979	1,203	1,122	1,057	944
	2号認定	116	381	493	688	707	708	699
	3号認定	28	137	230	331	340	328	318

※平成24年度の園児数については、新制度移行前のため、幼稚園型こども園については5月1日、保育所型こども園については4月1日時点。また、認定区分については長時間利用児を2・3号認定、短時間利用児を1号認定として区分している。

【私立幼保施設の園児数推移】※

		H24	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
		2012	2017	2018	2019	2020	2021	2022
幼稚園		2,068	1,973	1,872	1,844	1,836	1,720	1,524
保育所	2号認定	1,796	1,271	1,271	1,005	1,383	1,288	1,313
	3号認定	1,301	1,037	1,050	1,072	1,138	1,087	1,088
こども園	1号認定	—	69	185	218	208	338	409
	2号認定	—	754	798	788	802	968	978
	3号認定	—	581	579	598	580	624	621

【民間移管園の園児数推移】※

		R2	R3	R4
		2020	2021	2022
保育所	2号認定	—	88	209
	3号認定	—	54	128
こども園	1号認定	62	68	128
	2号認定	97	113	229
	3号認定	70	105	175

※ 園児数はいずれも各年度4月1日時点。ただし、幼稚園は5月1日時点。

※ 保育所には、分園・地域型保育事業も含む。

【再編施設一覧】

	開園年月	再編施設名称	手法	活用園舎	閉園
計画策定前実施分	H21.4	富雄南幼稚園 (幼稚園型こども園)	—	富雄南幼稚園	—
	H22.4	都祁保育園 (保育所型こども園)	統廃合	都祁保育園	並松保育園・吐山保育園・ 三城保育園・小倉保育園・ 深川保育園
	H24.4	認定こども園左京幼稚園 (幼稚園型こども園)	統廃合	左京幼稚園	佐保台幼稚園
計画策定後実施分	H26.4	都跡こども園	統廃合	都跡幼稚園	佐紀幼稚園
		青和こども園	—	青和幼稚園	—
	H27.4	帯解こども園	統廃合	帯解保育園	帯解幼稚園・精華幼稚園
		月ヶ瀬こども園	—	月ヶ瀬保育園	—
	H28.4	柳生こども園	統廃合	柳生保育園	大柳生幼稚園
		布目こども園	統廃合	布目保育園	田原幼稚園 (H29.3月末で閉園)
	H29.4	神功こども園	統廃合	神功幼稚園 神功保育園	右京幼稚園
		高円こども園	統廃合	高円保育園	東市幼稚園
		鶴舞こども園	—	鶴舞幼稚園	—

	開園年月	再編施設名称	手法	活用園舎	閉園
計画策定後実施分（予定を含む）	H30.4	若草こども園	統廃合	若草保育園	鼓阪北幼稚園
		朱雀こども園	統廃合	朱雀幼稚園 朱雀保育園	—
		平城こども園	統廃合	平城幼稚園	平城西幼稚園 (R2.3月末をもって閉園)
		東登美ヶ丘こども園	統廃合	東登美ヶ丘幼稚園	登美ヶ丘幼稚園 (R5.3月末をもって閉園)
	H31.4	辰市こども園	統廃合	市有地	辰市幼稚園・辰市保育園
		伏見こども園	統廃合	伏見幼稚園	あやめ池幼稚園
		学園南こども園	統廃合	学園南保育園	三碓幼稚園 (R4.3月末をもって閉園)
	R2.4	公私連携幼保連携型認定こども園 右京こだま保育園	民営化	右京保育園	—
		公私連携幼保連携型認定こども園 鶴舞やまとこども園	民営化	鶴舞こども園	—
	R3.4	幼保連携型認定こども園 極楽坊あすかこども園	統廃合	極楽坊保育園	飛鳥幼稚園 ※
		公私連携型保育所 富雄藍映学園	民営化	富雄保育園	—
	R4.4	公私連携幼保連携型認定こども園 富雄藍映学園	民営化 統廃合	民有地	富雄第三幼稚園
		公私連携型保育所 春日よつば保育園	民営化	春日保育園	—
		公私連携型保育所 白藤学園おおみや保育園	民営化	大宮保育園	—
	R5.4	公私連携幼保連携型認定こども園 白藤学園おおみやこども園	民営化	大宮幼稚園	—
		公私連携幼保連携型認定こども園 明治わらべこども園	民営化	明治幼稚園	—
		公私連携幼保連携型認定こども園 大安寺西しろはとこども園	民営化	大安寺西幼稚園	—
	R6.4	幼保連携型認定こども園 (施設名称は未定)	民営化	西大寺北幼稚園	—
	R7.4	認可保育所 (施設名称は未定)	民営化	三笠保育園	—

※ 飛鳥幼稚園はR3.3月末をもって閉園し、R3.4月からは、隣接する私立極楽坊保育園が幼保連携型認定こども園へ移行し、飛鳥幼稚園の在園児及び地域の1号認定の受け皿となった。

(2) その他の取り組み

待機児童の解消及び保育の受け皿の拡充のため、市立幼保施設の再編とは別に、保育需要の高い鉄道駅周辺に民間保育施設を設置するとともに、待機児童の大部分を占める 0 歳から 2 歳児を対象とした、小規模保育事業の実施施設を設置しています。小規模保育事業とは、定員 6 人以上 19 人以下の、保育を必要とする条件を満たしている世帯の 0 歳児から 2 歳児までの子どもを預かる事業であり、本市では利便性が高く人口が集中する中央区域・西部北区域・西部南区域の中で、特に保育ニーズの多い駅周辺に設置しています。

【市が公募した民間保育施設及び小規模保育事業実施施設の開園状況一覧】

平成 26 年 4 月	学研奈良ピュア保育園 ひだまり保育室（家庭的保育施設。平成 30 年 4 月廃止）
平成 27 年 4 月	佐紀こだま保育園（小規模保育事業。令和 2 年 4 月廃園）
8 月	YMCA あきしの保育園
平成 28 年 4 月	奈良すこやか保育園（小規模保育事業） ニチイキッズ伏見菅原保育園（小規模保育事業） YMCA 西大寺南保育園（小規模保育事業）
平成 30 年 4 月	YMCA なら保育園
5 月	西大寺南みどりの園保育園
令和元年 11 月	ソフィア富雄保育園
12 月	登美ヶ丘マミーズ保育園
令和 2 年 4 月	古都すこやか保育園（小規模保育事業） ニチイキッズ南口駅前ひろば保育園（小規模保育事業）
令和 3 年 4 月	学園前ピース保育園（小規模保育事業） みらいとみお保育園（小規模保育事業）
令和 4 年 4 月	memorytree 奈良保育園

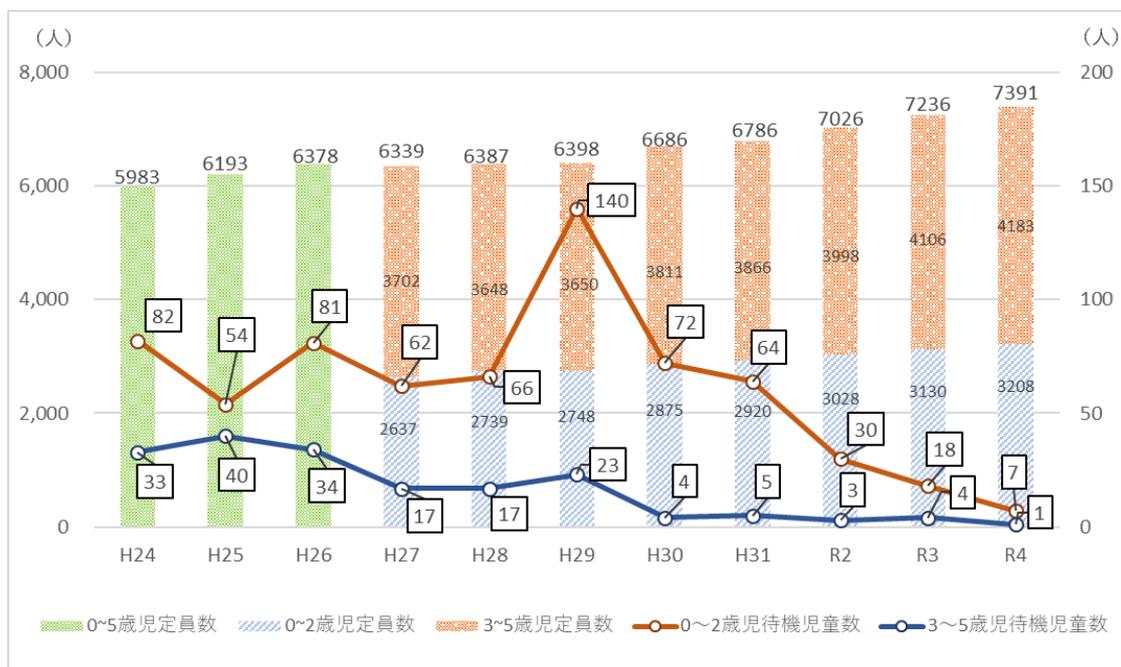
Ⅱ. 再編による成果

1. 保育に係る定員の拡充及び待機児童数の減少

本市においては、民間保育所を設置するとともに、小規模保育事業所を効果的に整備してきたことに加え、現在のニーズに合わず過小規模化する市立幼稚園を、今のニーズに対応する認定こども園へ移行する等、計画的に保育の受け皿を整備してきたこと等もあり、「奈良市幼保再編基本計画」策定前の平成24年4月には5,983名であった認可定員数は、令和4年4月には7,391名の利用定員数となる等、約1,400名の保育の受皿を拡充しました。

これにより、4月時点の待機児童数は近年では平成29年度の163名をピークに令和4年度には8名まで減少しました。

【市内の保育利用定員と年齢別待機児童数の推移】



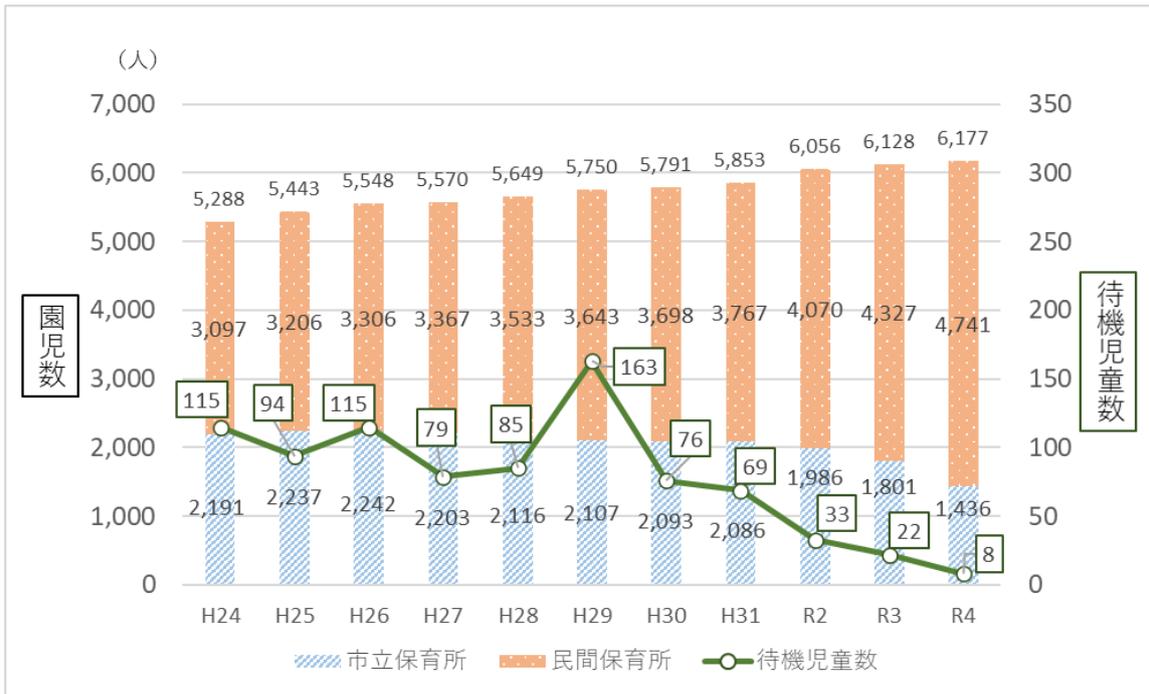
※ 各年度4月1日時点

※ 平成24年度～平成26年度は認可定員、平成27年度以降は利用定員数

※ 平成26年度以前は幼稚園型認定こども園を含まない

しかし、本市における2・3号認定の保護者の保育を必要とする就労の基準が、令和4年10月より月96時間から月64時間に緩和されました。また、国が令和2年12月に公表した「新子育て安心プラン」において、令和7年の政府目標である女性の就業率82%に対応できるよう、保育の受け皿を整備する計画としておりますが、本市の女性の就業率は令和2年度の国勢調査によると約73.1%となっており、同目標値を想定すると、今後も継続的な保育需要が見込まれると考えられます。加えて、平成28年度から保育所等の園児数が上昇を続けていることや、令和2年2月頃からの新型コロナウイルスの蔓延に伴い乳幼児世帯の就労控えが一定数いる可能性があることから、引き続き関係部署とも連携して待機児童対策に取り組んでいく必要があると考えられます。

【市立保育所と民間保育所の在園児数と待機児童数の推移】

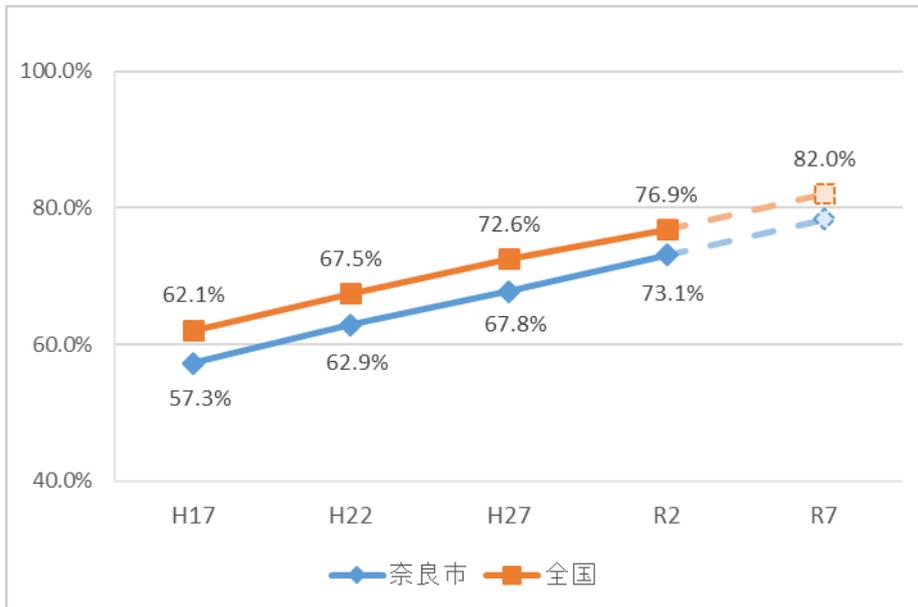


※ 各年度 4 月 1 日時点

※ 認定こども園の保育部分含む

※ 小規模保育事業の園児数含む

【全国と奈良市の女性の就業率の推移】



※ 総務省「国勢調査」より作成（女性(25～44歳)の就業率）

※ H17は就業状態不詳を含む総数から、H22、H27、R2は不詳を除いた総数から就業率を算出

2. 再編に係る検証結果について

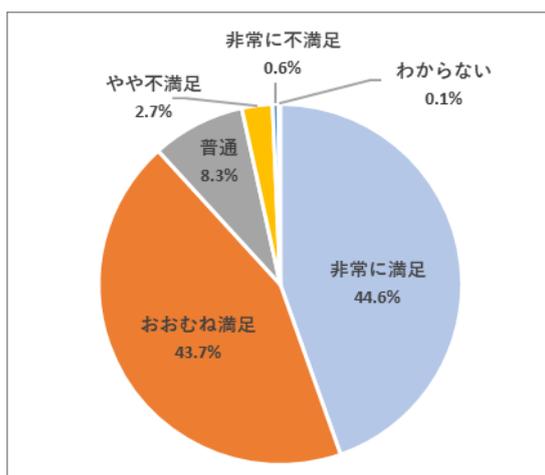
(1) 市立こども園在園児保護者アンケート結果

本市の幼保再編の取組については、平成31年度までは、市立こども園への移行を中心に再編を進めてきました。本計画の策定にあたり、市立こども園の在園児保護者に対し、アンケート調査を行いました。(資料編1参照)

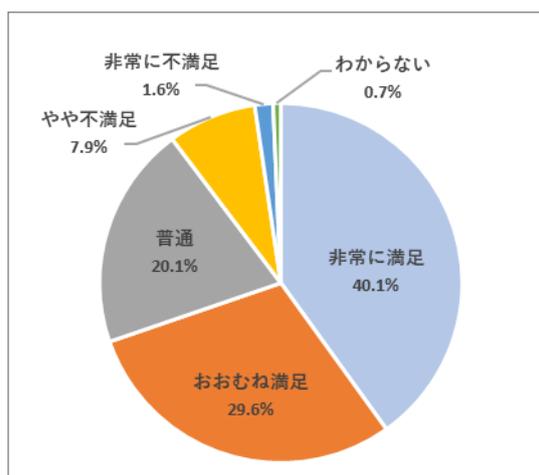
保護者アンケートの結果、総合満足度としては「満足」「おおむね満足」を合わせた回答率が88.3%となっており、個別の評価項目についても、「施設・環境等」「保育料金を除き、「満足」「おおむね満足」を合わせた回答率が8割前後であることから、市立こども園在園児保護者の意識として、現在通っている市立こども園について概ね満足していることが分かります。

しかし、個別の評価項目では「やや不満足」「非常に不満足」を合わせた回答率がそれぞれ、「施設・環境等(9.5%)」、「保育士の人数(6.4%)」「保護者への対応(5.3%)」となっていることから、園舎・遊具の老朽化や、人員不足に起因する対応等について、一定数不満に感じられていることが分かります。

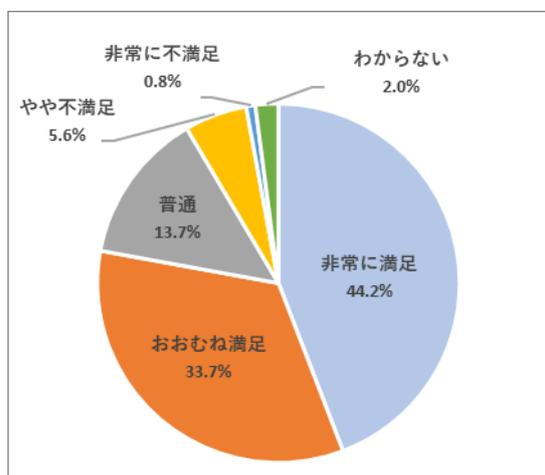
【総合満足度】



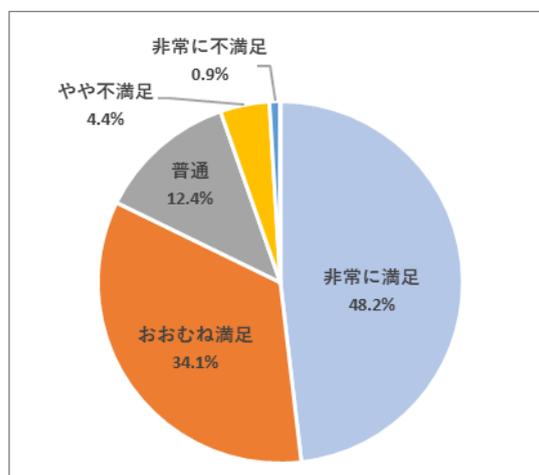
【施設・環境等(施設の充実や衛生管理)】



【保育士の人数】



【保護者への対応】



※ P.39「Ⅷ. 資料編 1. 市立こども園在園児保護者アンケート結果について」より一部抜粋)

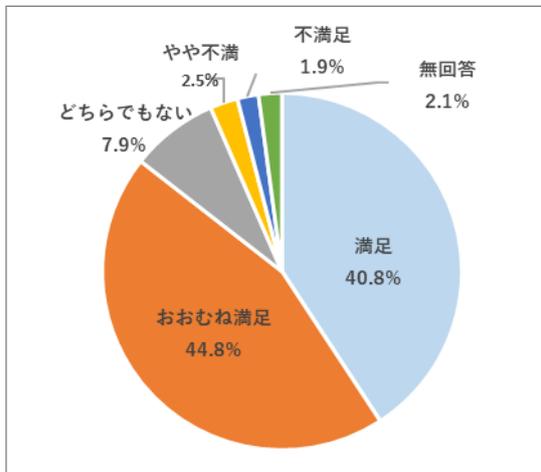
(2) 民間移管園在園児保護者アンケート結果

令和2年度以降は民営化を中心に幼保再編を進めています。これまで民営化を実施した園の移管後の検証を行うため、移管後に在籍する在園児保護者を対象に、アンケート調査を行いました。(資料編2参照)

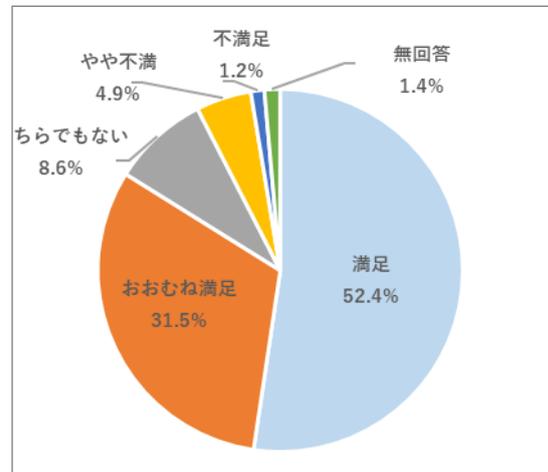
保護者アンケートの結果、質問事項の全ての項目において「満足」「おおむね満足」を合わせた回答率が8割以上を占めていることから、公立園から民間園に変わった後であっても、保護者の皆様がおおむね満足していることが分かります。

個別の評価項目では、「給食」「施設環境」において「満足」の回答が他の質問項目と比較して7~13%程度高い傾向が見られます。これについては、民間独自の観点から給食メニュー(食育)の充実や施設の老朽箇所の改修、防犯面での機能拡充が行われるなど、公立園では財政面や人材面などから充実することが難しいサービスアップがなされたことが一因ではないかと推測されます。

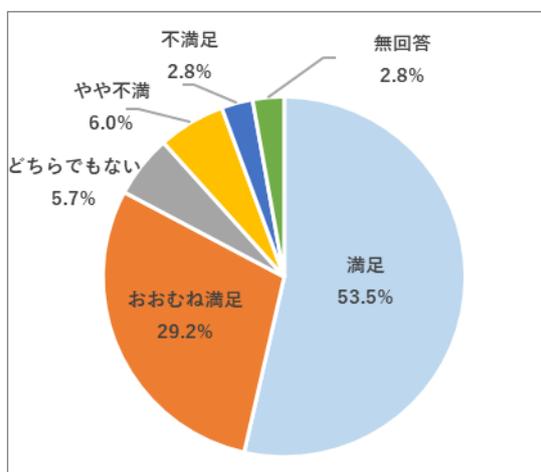
【保育内容について】



【給食について】



【施設環境について】(※ 改築など施設の環境改善が図られた園分)

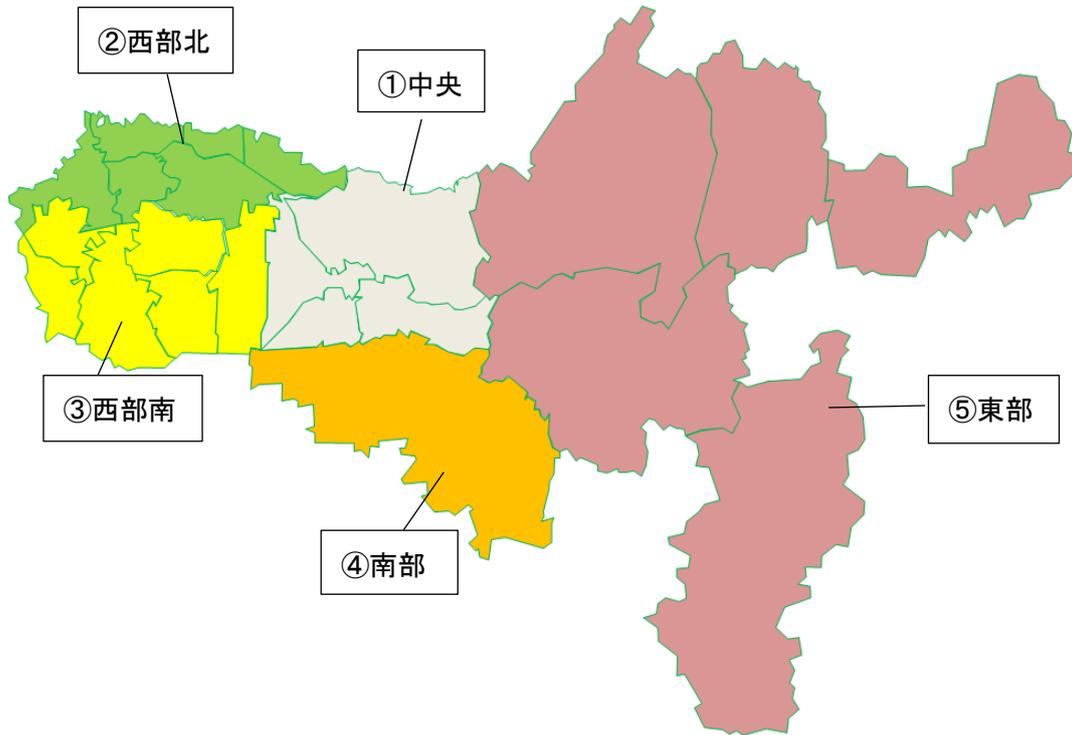


(3) 民営化に伴う、各園の主なサービスアップ内容

<p>鶴舞やま こども園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎を全面改築 ・セキュリティロックの導入、防犯カメラの設置 ・I C Tの導入 ・中庭の全面芝生化 ・大型遊具等、園庭を刷新 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>右京こだま 保育園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の全面入れ替え ・園庭の大型遊具を入れ替え ・防犯カメラの設置 ・I C Tの導入 ・発育につながる室内遊具を数多く取り入れ <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>富雄 藍咲学園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎を新設 ・室内外にボルタリング等の遊具を新設 ・セキュリティロックの導入、防犯カメラの設置 ・I C Tの導入 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>白藤学園 おおみや 保育園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎の一部を大規模改修 ・I C Tの導入 ・セキュリティロックの導入（予定）、防犯カメラの設置（予定）
<p>春日よつば 保育園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・I C Tの導入 ・園舎全面改築（予定） ・セキュリティロックの導入（予定）

Ⅲ. 奈良市の幼保施設の現状と課題

市域が広く、地域性にも違いがあることから、新たな計画では本市の子育て支援施策を定める「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」において、教育・保育に係る需要と供給のバランスを判断するための一つの目安として設定された5つの提供区域を基本として、奈良市の幼保施設について検討します。



区域	区域名	構成する中学校区
①	中央	春日、三笠、若草、飛鳥
②	西部北	登美ヶ丘、ならやま、二名、平城、登美ヶ丘北、平城東
③	西部南	伏見、富雄、京西、富雄南、都跡、富雄第三
④	南部	都南
⑤	東部	田原、興東館柳生、月ヶ瀬、都祁

1. 施設及び利用児童の状況

(1) 市立幼稚園

近年の共働き世帯の増加や就労形態の多様化等を背景に保育需要が増加しており、市立保育所では待機児童が発生する一方、市立幼稚園では園児数が減少しています。本市としては、預かり保育の実施等の対応を行ってまいりましたが、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化後は特にその傾向が顕著となっています。

これら過小規模化する市立幼稚園を中心に、保護者ニーズにあった認定こども園へ統合・

再編することや、閉園を行うことで園児の集約を図り、平成5年度に最大41園あった市立幼稚園は、令和5年4月には9園となる予定です。

しかし、残る 9 園すべてが「奈良市立幼稚園における園児募集停止、休日及び閉園の基準」に該当しており、また、施設の老朽化も進行していることから集団生活の中で子ども同士が学び合い、育ちあうことが出来る環境整備を行うことが喫緊の課題となっています。

【奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準】（以下、「閉園基準」）

平成 19 年 4 月に奈良市学校規模適正化検討委員会から「奈良市学校規模適正化基本方針（提言）」が出されています。その中で、『市立幼稚園の適正規模を検討するにあたり、各年齢 2 学級編成が望ましいが、統合再編によって集約してもなお適正な学級数を確保できない地域においては、各学年 1 学級編成にせざるを得ない。その場合は、教育効果が著しく低下しない集団規模の確保が必要である。その人数としては 1 学級最低 15 人が必要であり、1 園あたり 30 人以上の園児数が必要である。』とされています。平成 26 年度入園募集において、就園予定園児が 0 名となる園があり、急遽休園となる園が出てくる等、地域の保護者に混乱が生じたことから一定のルールを設けるため、この方針に基づき、平成 26 年 10 月に「奈良市立幼稚園における園児募集停止、休日及び閉園の基準」を定めて明確化を行いました。

【市立幼稚園の園児数の推移（R5. 4. 1に運営中の園のみ）】

区域	中学校区	園名	建築年	H24	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	備考
				2012	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
中央	若草	佐保	S59	59	46	38	31	25	23	20	閉園基準に該当
		春日	濟美	S48	46	32	22	22	27	25	10
	大安寺		S52	57	41	37	31	33	24	19	閉園基準に該当
西部北	二名	二名	S48	41	45	37	29	23	20	10	R7. 3末をもって閉園
西部南	伏見	西大寺北	S51	71	54	49	50	44	27	21	R6. 4民営化
		京西	六条	S48	90	56	45	53	51	38	26
	伏見南		S59	46	37	37	27	25	33	26	R6以降に伏見保と統合・民営化
	富雄	富雄北	S59	101	82	63	38	34	17	29	閉園基準に該当
		鳥見	H23	61	46	48	42	29	29	21	閉園基準に該当
計				572	439	376	323	291	236	182	

※ 各年度 5 月 1 日時点

(2) 市立保育所

市立保育所は、令和5年4月には4施設となる予定です。そのうち、再編方針を公表していない園は都南保育園のみとなっていますが、本園の充足率が低く、また施設の老朽化が顕著であることから、地域の保育需要や近隣の幼保施設の地域バランス等を総合的に勘案して、再編方針を至急決定していく必要があります。

【市立保育所の状況】

園名	建築年	定員	令和4年3月時点			令和4年4月時点			備考
			入所児童数	充足率	待機児童数	入所児童数	充足率	待機児童数	
三笠保育園	H12	160	79	49%	0	69	43%	0	R7に民営化
都南保育園	S55	100	40	40%	1	38	38%	0	
伏見保育園	H5	200	198	99%	10	185	93%	0	R6以降に伏見南幼と統合・民営化
京西保育園	S55	160	134	84%	2	127	79%	0	六条幼と統合再編

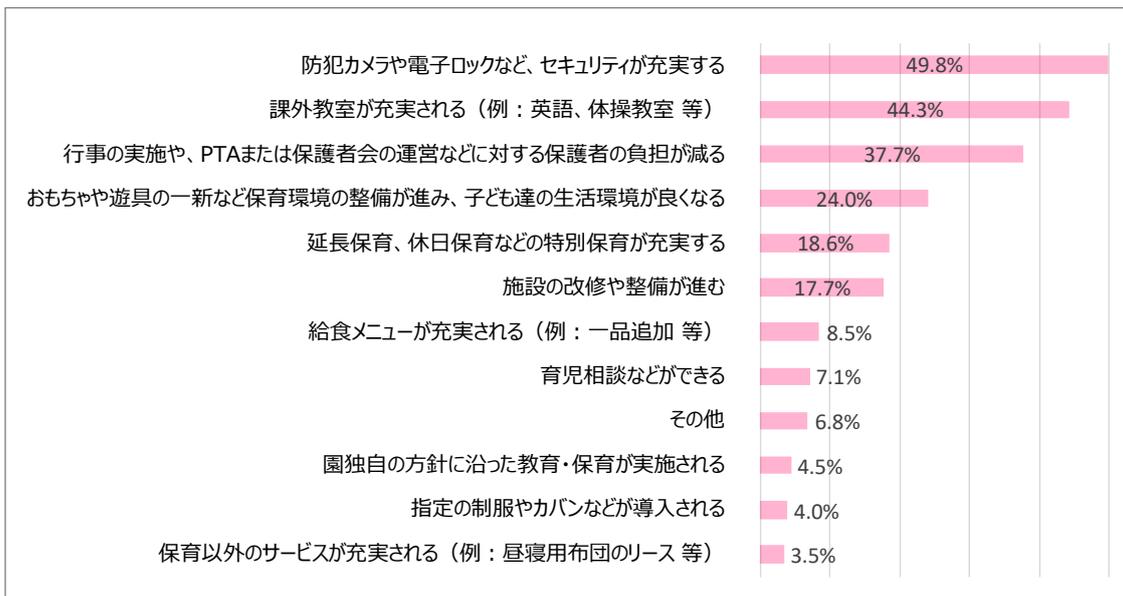
※ 園舎の一番古い建築年を記載しています

(3) 市立こども園

市立こども園は、令和5年4月時点で18施設（休園している布目こども園を含む）となる予定です。市立こども園の現状については「Ⅱ 再編による結果 2. 再編に係る検証結果について」の「(1) 市立こども園在園児保護者アンケート結果」（14ページ）記載のとおり、保護者は概ね満足していますが、園舎・遊具の老朽化や、人員不足に起因する対応等について一定数不満に感じており、また、下記アンケート結果のとおり、「セキュリティの向上」「課外授業の実施」「保育環境の整備」「保護者負担の軽減」に対するニーズが高いとの結果が出ています。

今後、就学前児童数が減少していく中、量から質への転換が求められていますので、これらのニーズに寄り添った環境整備を行うとともに、地域の教育・保育需要や近隣の幼保施設の地域バランス等を総合的に勘案して、再編方針を決定していく必要があります。

【追加を期待する保育サービス】



※ 「Ⅷ. 資料編 1. 市立こども園在園児保護者へのアンケート結果について」より一部抜粋

IV. 再編に対する基本的な考え方

本市においては、いずれの提供区域においても就学前児童数は減少傾向であり、市立こども園や市立保育所では、待機児童が発生している園がある一方、充足率が5割未満の園があります。また、市立幼稚園では効果的な教育ができないほど急激な園児数の減少や、3歳児保育の導入希望、市立施設の老朽化など、就学前児童の教育・保育に関する課題は多くあり、これらはできるだけ早く解決する必要があります。

本市には令和4年4月現在で私立幼稚園が11園、民間保育所が26園（分園の2園を含む）あり、市立及び国立の幼稚園、保育所及び認定こども園とともに、本市の就学前児童への教育・保育を担っています。

私立幼稚園では、建学の精神に則った特色ある教育が実施され、民間保育所では、延長保育や一時預かり、病後児保育等の多様な保育サービスが実施されています。これまで私立幼稚園、民間保育所が果たしてきた役割を踏まえ、今後も、民営化後の園と私立幼稚園、民間保育所は、それぞれが持つ特色を生かしつつ、互いに切磋琢磨しながら、望ましい本市の就学前教育・保育の体制づくりを行っていく必要があります。

1. 再編の理念

- ① 就学前のすべての子どもの成長と発達段階に応じた、質の高い教育・保育を、公私の区別なく一体的に行い、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。
- ② 本当に安心して子どもを生み、育て、子育てに大きな喜びを感じることができるように、様々な面から、すべての子どもと子育て家庭を支援します。

2. 行財政改革の視点

本市では、初めて奈良市行政改革大綱を策定して以降、行財政改革の取組を推進してきました。平成27年度からは、3年毎に重点的に取り組むべき項目を抽出し「奈良市行財政改革重点取組項目」として取りまとめ、「ヒト・モノ・カネ・情報」の有効活用を進め、経費節減とともに事業の質的向上を図る取組を進めてきました。

しかし、本市は直営施設が多いことから、中核市平均より高い人件費比率、公債費比率となっており、将来的に公共施設の老朽化が進むことで、施設の維持、更新に係る経費が増大する見込です。

歳出における人件費比率 16.7%（中核市 62 市中 59 位。中核市平均 13.8%）

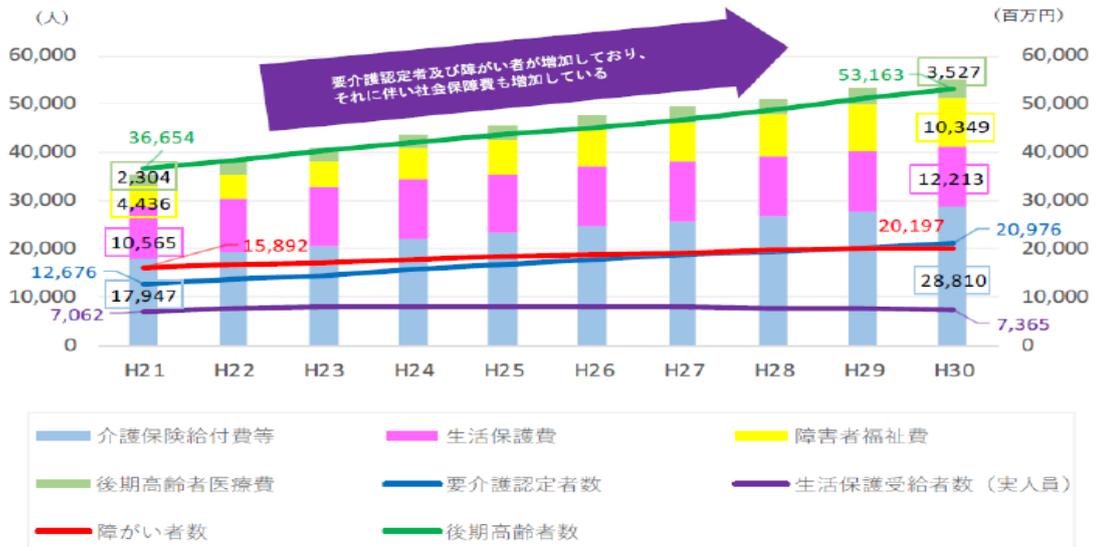
実質公債費比率 9.9%（中核市 62 市中 55 位。中核市平均 5.5%）

（※ 各市令和3年度決算による）

更に、全国的に少子高齢化の進展に伴い社会保障関係費の増大が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により税収の大幅な伸びはすぐには見込めない状況にあります。

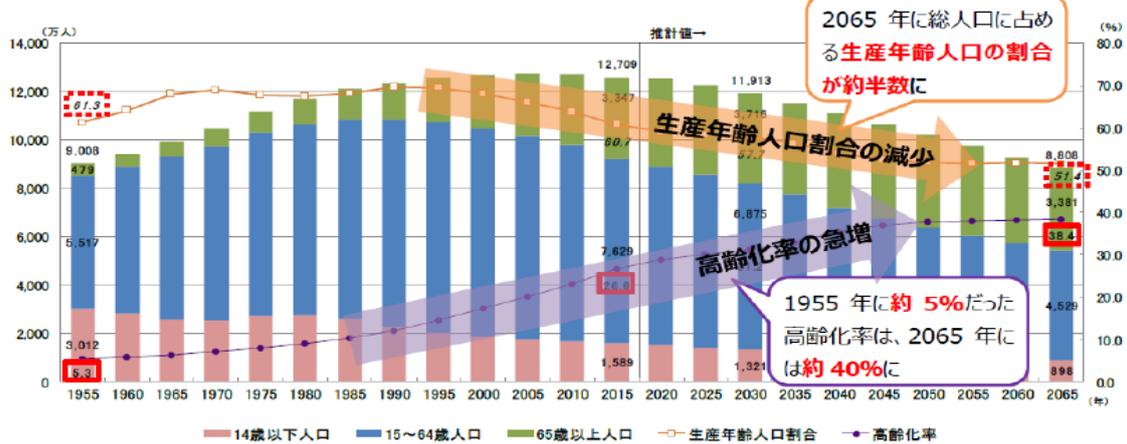
○主な社会保障費及び対象者数※

※ 『奈良市第5次総合計画』策定資料



(資料)生活保護受給者数、障がい者数、後期高齢者数、要介護認定者数は統計なら
生活保護費、障害者福祉費、後期高齢者医療費、介護保険給付費等は奈良市決算資料

○年齢区分別人口の推移及び生産年齢人口割合※



(資料)総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計): 出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

こうした状況に対応するために、単に公共施設や公共サービス等の廃止・縮小を推進するだけでなく、今後の人口構成や市民ニーズの変化に対応しながら、効果的、効率的な整備や管理方法、実施手法の見直しに努めることで、今後も持続的な公共施設等サービスを提供することを目指し、令和5年1月には「奈良市新たな行財政改革計画」(令和4~7年度)を新たに策定しています。この度、新たに策定する「奈良市幼保再編計画【令和4年度修正版】」においても、この考え方にに基づき、市立こども園と私立こども園の市費負担額の差異も踏まえつつ、すべての市立幼稚園、市立保育所、市立こども園を対象に民間活力を最大限に活用する民間移管や閉園または規模の縮小等の再編を進めていきます。

【認定こども園における子ども1人あたりの市費負担額】

市立こども園…195,177円/年 私立こども園…86,775円/年

(※ 令和3年度の在籍児童数の平均値を基に算出)

(※ 私立こども園は、幼稚園型を除く)

【公共施設の適正化】

取組項目	幼保施設等の機能と担い手の最適化
------	------------------

現状と目標	現状と課題	実現すべき状況
	<p>市町村合併時の平成17年度に最大64施設あった市立園は、平成21年度から市立園の統合再編を進めるとともに、令和2年度からは民間移管を開始した。令和3年度には39施設となったが依然として市立園数が多い状況である。</p>	<p>民間活力を取り入れ、保育所待機児童の解消、過小規模園の再編による適正規模での教育・保育が実施されている。</p>

期待効果	<p>民間移管を進めることで、公立では実現が難しい多様化する市民ニーズにスピード感を持って対応し、また、限られた財源や人材をより効果的、効率的に投入することで、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが期待できる。</p>
------	---

数値目標	(単位 園)				
	目標指数	R4	R5	R6	R7
	市立幼保・認定こども園施設数 (令和3年度39園)	35	31	30	24

残るすべての園についても再編対象となっています。

※ 「奈良市新たな行財政改革計画」より抜粋の上、変更しています。

3. 再編の実施方法

市立幼稚園・市立保育所・市立こども園の再編実施方法については、「奈良市新たな行財政改革計画」の考え方にに基づき、就学前児童数や保護者ニーズ、地域の保育需要や近隣の幼保施設の地域バランス等を総合的に勘案して決定します。

また、「Ⅲ. 奈良市の幼保施設の現状と課題」の「1. 施設及び利用児童の状況」（17ページ）のとおり、更なる教育・保育サービスの拡充を求めるニーズがあり、更に「Ⅱ. 再編による成果」の「2. 再編に係る検証結果について（2）民間移管園在園児保護者アンケート結果」（15ページ）のとおり、民営化後の園においては、「園のセキュリティの向上」「園舎や園庭、遊具等の刷新や改修」「ICT導入等による保育教育士の負担軽減」等が行われていることや、これ以外にも、移管先法人が保護者会等の役割を一部担うことで、保護者の負担軽減が図られた園や、保護者からの要望があれば課外授業の実施について、前向きに検討している園がある等、それぞれの園の特性に合わせた、保護者ニーズの実現に向けた取組を実施するケースが多くみられることから、再編については民間移管を基本として実施していきます。

なお、近隣の民間幼保施設等で教育・保育需要を十分にまかなえる場合は、市立幼保施設や市立こども園の閉園または規模の縮小についても検討を行っていきます。

(1) 提供区域の考え方

就学前児童の減少が進んでいることから、中学校区にとらわれることなく、市内を5つの区域に分けて地域の保育需要や地理的事情を勘案して、再編方針を検討します。その際、私立幼稚園・民間保育所の民間活力を最大限に生かすこととし、私立幼稚園・民間保育所の収容能力や位置関係を考慮します。

(2) 規模

再編後の施設の定員数は、教育・保育を実施するにあたり適切な集団規模が必要となることから、3歳児以上のクラスについては1学年15名以上を原則とします。

(3) 再編の進め方

保護者や地域住民には積極的に情報を提供し、ご意見を伺いながら進めていきます。なお、保育需要に応じた柔軟な対応が必要になること、将来的に少子化により施設数が過剰となる可能性も想定して、原則既存施設を利用した幼保再編等の中で待機児童の解消に取り組みます。

(参考) 民間の幼保施設について

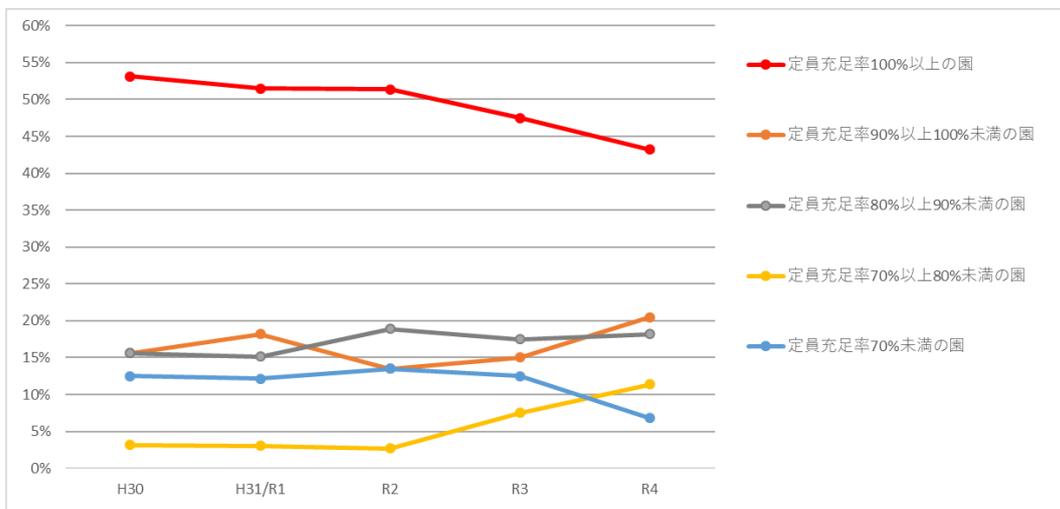
本市では、幼保再編や民間保育施設の設置等、計画的に保育の受け皿を拡充してきたこともあり、待機児童数は令和4年4月時点で8名まで減少しました。

一方、一部の幼保施設では、就学前児童数の減少の影響を受け、定員割れの園も出始めています。今後更に少子化が進行することも想定されることから、本市では、質の高い教育・保育が提供されるよう、園の意向を十分に考慮しつつ、最近の実利用者数の実績や今後の見込み、本市の事業計画を踏まえながら、適切に利用定員を設定することとしています。

市立幼保施設の再編にあたっては、近隣の民間幼保施設で十分な定員数を確保できている場合は、民間幼保施設が地域の教育・保育需要の受け皿となるよう誘導することや市立幼保施設の閉園も含めて検討していきます。

また、私立保育所のこども園化についても、進行する少子化の中において適切に区域の教育・保育を提供できるよう需給バランスを見極めながら、検討を進めます。

【民間保育所及び民間認定こども園の保育に係る定員充足率の推移】



V. 民営化の基本的な考え方

1. 民営化実施方法

「民営化」とは、既存の市立幼保施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の設置・運営主体を民間法人に移管することをいいます。

なお、本市の保育需要を考慮して、移管後の民間法人による施設運営形態は、原則として、「幼保連携型認定こども園」若しくは「認可保育所」とします。

移管後の既存市立幼保施設の活用手法（改修、改築等）については、原則、民間法人からの提案に基づき、事前に市と協議のうえ決定するものとします。

地理的環境等、再編対象園の状況から民設民営が困難な場合は、民営化に準ずる手法として市立幼保施設の「民間委託」（公設民営）についても検討します。

移管先の対象となる民間法人については、実績を重視した選定を行うため、現に、認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを運営している「社会福祉法人」又は「学校法人」を原則とします。

「社会福祉法人とは」

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人で、公共性が極めて高く営利を目的としない民間の法人です。

「学校法人とは」

私立学校の設立を目的として設置される法人。国または地方公共団体を除いては学校法人だけが学校教育法に定める学校を設立することができます。

2. 民営化により実施する教育・保育内容

次に掲げる教育・保育内容を基準として、移管先法人が運営実施することとします。

なお、移管先民間法人の提案等により、休日保育事業などの特別保育事業を追加実施することも可能とします。

(1) 開所日

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、12月29日～1月3日を除いた日を開所日とします。

(2) 開所時間

地域の教育・保育ニーズに即した時間設定とします。なお、基本開所時間は11時間とするとともに、延長保育時間を必ず設けることとします。

(3) 職員配置

移管後の施設運営形態に応じて、「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」または「奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」に則り、職員を配置するとともに、次の要件を満たすこととします。

① 施設長

認可保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかにおいて、施設長の実務経験を有する者を専任で配置すること。

② 主幹保育教諭

主幹保育教諭は、認可幼稚園、認可保育所又は認定こども園のいずれかにおいて保育教諭等として通算10年以上の勤務経験を有する者を配置すること。

③ 常勤職員

雇用条件が安定し、質の高い職員を確保でき、経験・年齢のバランスが取れた職員配置とすること。

④ 専任の看護師を常勤で配置すること又はこれと同等の体制をとること。

⑤ 当該民営化対象施設に勤務する臨時的任用の幼稚園教諭や保育士

当該民営化対象施設に勤務する臨時的任用職員が引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮し、教育・保育の連続性に努めること。

(4) 教育・保育内容等

教育・保育の実施にあたって、次の事項を順守するとともに、市の子ども・子育て支援施策に積極的に協力することとします。

① 移管後の施設運営形態に応じて、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、または、「保育所保育指針」に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って教育・保育を実施すること。

② 当該民営化対象施設から継続して在籍する園児については、在籍途中に運営主体や職員が変わることなどの影響を考慮し、その影響が最小限となるよう、当該民営化対象施設の教育・保育に関する全体的な計画との継続性に配慮したものとすること。

③ 一時預かり事業を実施すること。

④ これまで市立園が当該地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れに努めること。

⑤ 給食は、栄養士が作成する献立に基づき提供し、食物アレルギー対応については、国が示すガイドライン等に基づき、子ども一人ひとりの状況に応じて実施すること。

⑥ 保育料、傷害保険料（現在本市が加入している災害共済給付制度に係る実費負担を含む）以外の上乗せ徴収・実費徴収等の費用徴収については、さまざまな家庭状況を鑑み、三者協議会にて保護者の理解を得ること。

⑦ 教育・保育の質に関する評価については、移管園が実施してきた評価方法を引き継ぐことを原則とし、評価結果を公表すること。

⑧ 奈良市立こども園カリキュラムへの理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継ぐことに加え、更なる教育・保育の質の向上のため、本市が主催する研修会に原則参加するとともに、内部職員研修を定期的開催すること。

⑨ 市立園がこれまで培った地域との交流を継続すること。

3. 民営化対象施設

市立幼稚園、市立保育所、市立こども園すべての園を原則民営化の対象施設とします。

再編にあたっては、地域の保育需要や地理的事情、周辺の幼保施設との地域バランス、施設環境改善の必要性等を総合的に勘案し、方針を決定するため、近隣の民間幼保施設等で教育・保育需要を十分にまかなえる場合は、民営化を行わず閉園を行う場合もあります。

再編対象施設として検討に入った場合は、利用者が幼保施設を選択する際の参考にできるようにするため、原則、移管実施予定の2年6か月前までに周知を行います。

4. 保護者説明会の実施

次の事項などについて、順次、保護者説明会等を実施し、きめ細かな情報提供を行います。さらに、子どもへの影響が少なくなるように、民間移管に向け、保護者の意見や要望が実施方法に反映できるように努めます。

- (1) 民営化の概要
- (2) 民営化対象施設の選定理由
- (3) 移管先法人の選定方法
- (4) 移管先法人への移管スケジュール
- (5) 移管先法人への引継（共同保育を含む。）の実施方法
- (6) 移管後の教育・保育実施方針

5. 移管先法人の選定

(1) 募集方法

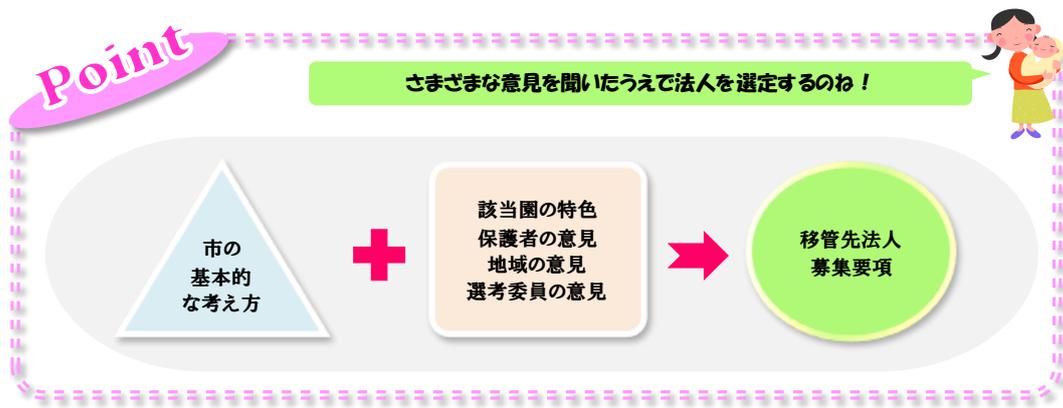
より優良で意欲のある移管先法人を幅広く募るため、公募による方法とします。

(2) 選定方法

- ① 「募集要項」を定め、移管先法人の募集を行います。なお、募集要項については、これまで保護者や地域の意見を取り入れ作成してきた過去の募集要項をベースとして、社会情勢の変化や地域性を鑑みて適宜修正を加えると共に、保護者の要望等を付記することを原則とします。
- ② 提案方式により、応募民間法人から教育・保育方針や内容も含め、運営のための計画書を提出してもらったうえで選定します。
- ③ 応募民間法人に対し、書類選考及びヒアリング、施設実地調査、経営状況調査を行います。
- ④ 外部有識者等から構成する移管先民間法人選定のための委員会を設置し、選考の公平性・透明性を確保します。

(3) その他

応募民間法人が上記「募集要項」に定める選定水準を満たさない場合は、原則、移管先法人が決定するまで現行どおり市による運営（公設公営）を継続します。



6. 移管先法人への移管方法

移管先法人が、継続的かつ安定的に施設運営し、教育・保育の更なる充実が図れるよう、土地を無償で貸し付けるなどの措置を取り、移管先法人の経営面の負担の軽減を図ることを原則とします。

また、移管園の認可に合わせ、協定を交わすことにより、運営面等での市の関与を明確にします。

(1) 協定の締結

認定こども園法第 34 条、児童福祉法第 56 条の 8 で定める「公私連携」の制度を参考とし、次に掲げる事項などを定めた協定を移管先法人と締結します。

- ① 教育・保育（これまでの保育方針、内容などを継承する旨等）に関する基本的事項
- ② 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ③ 協定に違反した場合の措置に関する事項

(2) 土地

原則、移管先法人へ市有地を無償または時価よりも低い対価で貸し付けます。

(3) 建物

原則、移管先法人へ無償で貸付、または、無償譲渡します。

(4) 備品

原則、移管先法人へ無償で貸付、または、無償譲渡します。

7. 移管先法人への引継方法

移管後も奈良市が今まで行ってきた教育・保育と同じ理念をもって園運営をしてもらうため、また、移管前の園の地域との関わりを引き継いでもらうため、移管先法人には様々なかたちで引継を行います。

特に移管前から継続して在園する園児については、運営主体が移管先法人に代わることによる子どもへの影響が最小限となるよう、現行の教育・保育に関する全体的な計画との継続性に配慮したものとすることを法人に求めており、その実施のための引継を行います。

(1) 引継期間

民営化実施の1年前までに移管先法人を決定し、1年間を目途に引継期間を確保します。

(2) 三者協議会

市、移管先法人、保護者（地域）間による三者協議会を設置し開催することで、円滑な引継を行うための協議や移管後の保育内容についての協議等を行うこととします。なお、移管後の三者協議会については、三者のいずれかの発議により開催できるものとします。

(3) 共同保育

子どもたちが移管先法人の職員（幼稚園教諭や保育士など）との信頼関係を築いた段階で移管することができるよう、次項のような引継内容を踏まえたうえで、民営化対象園に段階的に移管先法人職員を配置し、市職員（幼稚園教諭や保育士など）と移管先法人職員が共同で行う教育・保育（共同保育）を実施します。

この期間においては、園児それぞれの発達段階に応じ、民営化後も現行の教育・保育に関する全体的な計画との継続性に配慮した教育・保育が行えるよう、個々の子どもの様子などの把握に努めるとともに、子どもや保護者との信頼関係を構築できるよう、きめ細かく対応しながら共同保育を行っていきます。

(4) 引継内容

- ① 子どもに関する健康・発育などの記録を基に、子ども一人ひとりの生活の様子や状況などを共同保育などにより引継を行います。
- ② 教育・保育目標や計画及び指導計画、各クラスでの教育・保育内容や子どもの受け入れ、引き渡しなどの日々の教育・保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、保健衛生、施設管理、安全対策、保護者・地域との関係等施設運営全般について引継を行います。

(5) 進捗管理

上記の内容を標準として、当該園関係者との協議を行ったうえで引継に係る計画を策定します。また、本計画の進捗管理を市が行うとともに、必要に応じて指導も行います。

(6) 公立園の研修等への参加

移管先法人に対しては、移管前から市主催の公開保育等の研修に参加いただくよう働きかけます。

これにより、移管対象園以外の教育・保育も目にさせていただき、奈良市が今まで大切にしてきた教育・保育への理解の一助とします。

(7) 保育料

保育料は、条例等に基づき、市が決定していますので、市立と私立での違いはないことから、民営化により高くなることはありません。

なお、保育料以外の、例えば、制服代や教材費などの新たな保護者負担の導入については、移管先法人と保護者間で話し合ったうえで決めていただくこととします。

8. 民営化後の市の役割

民営化を実施した後においても、移管先法人と締結する協定を基に、市が一定の関与を保持続けます。

つまり、民営化後についても引き続き、市職員（保育士、幼稚園教諭等）が定期的に園を訪問し、締結した協定内容が守られているかどうかを確認するとともに、必要に応じ、助言・指導を行います。

また、学校評議員制度等の第三者評価の受診を移管先法人に義務付けることにより、教育・保育のさらなる質の向上と運営の透明性を高めるとともに、保護者対象のアンケートを実施することなどにより、市として民営化の検証・評価を行い、後の支援体制を検討するなど施設運営に活かしていきます。

VI. 魅力ある教育・保育の実施に向けて

1. 教育・保育内容

乳幼児期は子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、乳幼児期の教育・保育における経験や体験はその後の育ちに大きく関わります。そのために市立園では幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、環境を通して自発的な活動としての遊びを大切に教育・保育を行っています。

本市では市立幼稚園・保育所から幼保連携型認定こども園への再編にあたって、今まで以上に質の高い教育・保育を総合的に提供することができるように、平成27年3月に「奈良市立こども園カリキュラム バンビーノ・プラン」を策定しました。また平成31年3月には幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂に伴い、見直しを行い「奈良市立こども園カリキュラム バンビーノ・プラン平成30年度改訂版」として策定いたしました。これから子ども達を取り巻く環境は変化が激しく、社会の流れや変化に、自らの可能性を発揮しながら生きぬく力が必要になります。民営化後も市立園と同じく、奈良市立こども園カリキュラムに基づき年齢や発達に応じて、生活や遊びの中で乳幼児期にこそ必要な経験を保障し、自ら課題を見つけ、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決していく力が身につく、質の高い教育・保育の提供をしていけるよう、民営化前には移管先法人への引継保育及び共同保育を実施します。また、民営化後においても園へ市職員（保育士、幼稚園教諭等）が定期訪問し、助言・指導を行っていきます。

2. 教育・保育の質の向上

奈良市立こども園・幼稚園・保育所では、「夢と希望をもち、変動する社会をたくましく生きぬく子どもの育成」を目指し、奈良市立こども園カリキュラムに基づき教育・保育を一体的に行っています。社会の変化に柔軟に対応し、たくましく生きぬく子どもを育成するためには、保育者自身が社会や環境の変化を捉え、状況に応じたかかわりや適切な学びを提供する等、高い専門性が求められます。そのため、奈良市立園では、研修体制を整え、専門家としての確かな力量を身につけると共に、経験年数や課題等に応じ、目標に照らした研修を推進することを目的として、保育全般の実践を向上させる研修や特別支援教育等の専門的な研修、また日常の実践と結びつけた公開保育研修や園内研修を実施しています。

今後、保育者一人一人が乳幼児期の教育・保育の専門家という自覚をもち、どのような力が必要か、どのようなことを身につけたいか等、自らの課題を明確にしながら目的に応じた研修を受講し、自己研鑽を積めるよう、ニーズに応じた研修を一層充実させていきます。なお、この研修には公私の区別なく質の高い教育・保育を提供できるよう、私立園の職員にも参加いただいています。そのため、民営化後の園の職員は、本研修会に原則参加するとともに内部研修会を定期的開催することで、奈良市立こども園カリキュラムへの理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継ぐとともに、更なる教育・保育の質の向上をはかります。

3. 3歳児保育の整備

3歳児は、自我が芽生え、好奇心も高まり、いろいろな物への興味・関心が出てくる時期です。また、この頃から、葛藤しながら、身近な大人や友達と協調して生活する社会性を身につけはじめます。

近年の少子化や生活様式の多様化などにより、子どもは同年齢の子どもと触れ合う機会が少なく、保護者は子育ての不安や孤立感を感じています。

3歳児保育を行うことは、3歳児の発達のみならず、4歳児、5歳児の発達においても望ましい教育効果が期待でき、また保護者も入園を契機として相互の交流や信頼が深まり、不安や孤立感から解放され、親子関係も豊かになります。

本市においては、国・私立幼稚園、市立こども園、私立認定こども園（以下、「私立こども園」）において1号認定子どもの3年保育が実施されています。市立幼稚園は2年保育を提供していますが、近年は園児数の過小規模化が進行し、適切な集団規模での教育・保育の提供が難しい状況となっています。こういった課題解決のため、奈良市幼保再編計画に基づく市立幼保施設の統合・再編、民間移管の取組などによる、認定こども園への移行を機に3年保育を実施しています。

	平成24年4月時点	令和4年4月時点
国立幼稚園	2園	2園
私立幼稚園	15園	11園
私立こども園（幼稚園型・幼保連携型）	—	15園
市立こども園	—	18園
公私連携幼保連携型認定こども園	—	3園

※ 市立こども園には休園中の園を含む

4. 障がいのある子どもの教育・保育の充実

障がいのある子どもの教育・保育は、障がい者の自立と社会参加を見通した取組として大変重要です。平成16年に「発達障害者支援法」が制定され、平成18年に「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、その後、幼稚園・保育所・認定こども園では、障がいや発達上の課題がみられる子どもの教育・保育について、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、個別の指導計画をたて、適切な環境と、十分な配慮のもとに教育並びに支援を行い、障がいのある子どもが他の子どもと日常の生活を通して共に成長できるようにしています。さらに、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体にその施策を実施する責務がある事が明記されました。これに伴い、医療的ケア児についても利用希望に応じて適切に利用が可能となるような体制を整える必要があります。

令和5年1月現在、本市の市立園では、7名の医療的ケア児を受け入れています。医療的ケア児の受入れにあたり、必要となる人員の配置や施設改修、備品購入をおこなうとともに、看護師会議を定期的に開催し、実際に医療的ケアを実施した際の課題等を看護師間で共有

し検討する場を設けています。

また、私立園においても医療的ケア児を受け入れられるよう、本市では医療的ケア児保育支援事業補助金による支援を行っており、現在2名の医療的ケア児が私立園で受け入れられています。

なお、民営化後の園については、専任の看護師を常勤等で配置することや、障がい児等特別な支援を要する園児（医療的ケア児を含む）を受入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すことに配慮した教育・保育を実施するとともに、障がい児等の児童数、障がいの程度に応じて職員を加配することを条件に移管先法人を公募しています。

これ以外にも、保護者、関係機関（奈良市の関係各課、教育センター、通級教室（ことばの教室・きこえの教室・ステップ教室））と連携し、他の子どもや保護者に対しては、障がいに対する正しい知識や認識ができるようにしています。

さらに、令和4年4月に「奈良市子どもセンター」を開設し、関係機関との連携により、様々な状況にある児童に対する切れ目のない支援体制をめざしていきます。

5. 幼保施設・学校機関の連携

乳幼児期の経験は、生涯発達の礎として重要なものであり、その後の学校教育及び大人になってからの活動の基盤としてつながっていくものであることから、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることが一層求められています。

本市においては、認定こども園・幼稚園・保育所と近隣の小学校の子ども同士の交流活動や職員間の情報共有を行い、連携していますが、民営化後の園においても本取組を継続していきます。

また、今後は、子ども達が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるよう、小学校の教職員と認定こども園・幼稚園・保育所の保育教育士が互いに参観する機会を設け、さらに意見交換や合同研修を行うことにより、それぞれの視点で「子どもがどんな経験や学びをしているのか」「その経験や学びがどうつながっているのか」を共有し、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るとともに、小学校及び中学校以降の学びにつなげていきます。

6. 子育て支援の充実

乳幼児は、家庭・地域社会・就学前施設という一連の流れの中で生活しており、乳幼児が望ましい発達を遂げていくためには、それぞれにおける乳幼児の生活が充実し、全体として豊かなものになっていかなければなりません。しかし、家庭や地域において人や自然と関わる経験が少なくなったり、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど、多様な生活様式の中で子どもの生活についても変化しています。また、不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などが指摘されています。

認定こども園はもとより市立幼稚園・保育所では、子育て相談や子育ての情報提供、園庭や保育室の開放、地域の未就園児が親子で登園し、他の親子と一緒に過ごしたり、保護者同

士が交流できる場の提供を行っています。今後さらに、家庭や地域社会との連携を深め、保護者の要請や地域の実態などを踏まえ、保護者が子どもを育てることに愛情や自信、責任をもてるように、地域の財産である自然、人、施設等を活用し、関係機関と連携した「地域の子育て支援の拠点」としての役割を担い、地域ぐるみの子育てを支援していきます。

これまでの、市立幼保施設の再編に合わせて民間活力を活用した既存施設の定員増加や、保育所・小規模保育事業所の新設などにより、待機児童解消に向けて保育所定員の拡充を図ってきました。また、様々な保育ニーズにも対応するため、病児保育をはじめとする保育サービスの実施についても充実を図ってきました。

これらの取組については、今後も、多様化する保育ニーズに対応するため、医療的ケア児の受入れなどの必要な施策を検討し、「本当に安心して子どもを生み、育て、子育てに大きな喜びを感じることができる」環境づくりを推進していきます。

7. 幼保一体化の推進

幼稚園、保育所は、それぞれ異なる目的・機能をもった施設ですが、両施設とも就学前の児童を対象としていること等から、実態としてはかなり類似した機能が求められています。このような現状を踏まえ、保護者や子どもの視点に立った教育・保育の実施、地域全体で保護者の子育てを総合的に支援する体制の整備という観点から、両施設がそれぞれの独自性を発揮しつつ、相互の連携・協力を強化して教育・保育、総合的な子育て支援を行うことが求められていると言えます。

また、幼保一体化によって、幼稚園児・保育園児の活動内容がより豊かになる上、例えば幼稚園児にとっては0歳児から2歳児の生活を間近に見たり、触れ合ったりすることで体験の幅が拡大し、集団社会での人格形成の基礎をより深く学ぶことができます。さらに発達段階をおさえた指導ができ、職員の研修も深まり、教育・保育内容の指導の多様化、質的向上が期待できます。

本市においても少子高齢化の進行は例外ではなく、核家族化や就労形態の多様化など、就学前の教育・保育に対するニーズも多様化しています。これにより、市立幼稚園の園児数が減少し続けている一方、保育所の待機児童数も完全には解消できていない状況にあり、子どもたちが集団生活の中で学び合い、育ち合うことが難しい状況にあります。さらに、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化が開始されたことにより、市立幼稚園の園児数が加速度的に減少しています。そこで、次代を担う子どもたちにとって何が一番大切なのかを考え、市立幼保施設を統合・再編し、幼保一体化による認定こども園の設置を進めることで、子どもたちが保護者の就労等に関係なく入園でき、育ち合い、学び合い、仲間づくりの面でそれぞれの年齢に応じた適切な集団規模での教育・保育が実施できる環境整備を進めてきました。

今後も、民間にできることは民間に委ねることを念頭に置きながら、これまでの再編の取組の実績から培ってきたノウハウを最大限に活かし、待機児童解消や様々なニーズに対応できる提供体制の構築に向けて引き続き幼保一体化を推進していきます。

VII. 提供区域ごとの再編方針について

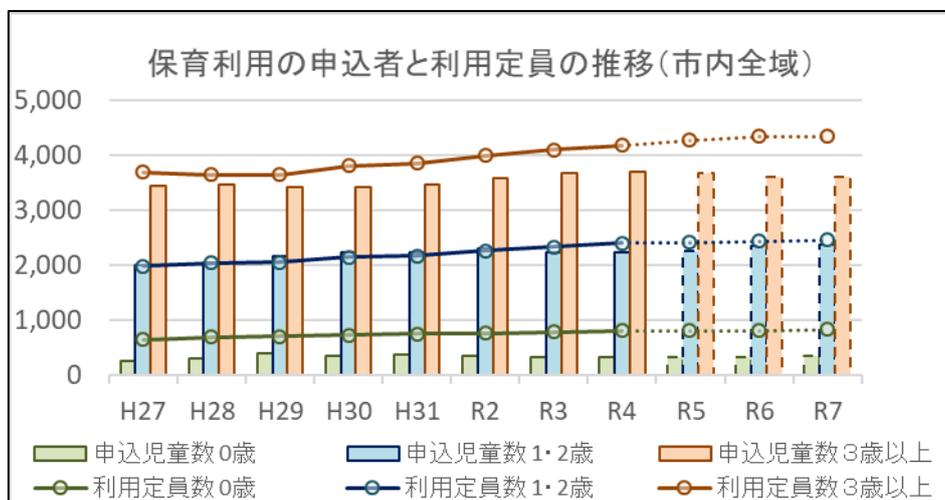
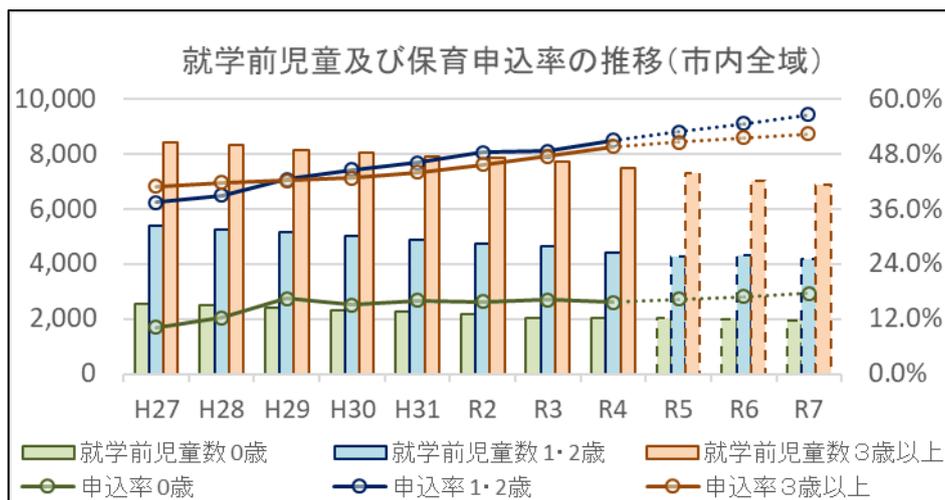
本市においては、就学前児童数は年々減少していますが、共働き世帯の増加等を背景に、特に1～5歳児の保育を希望する割合（申込率）が上昇しており、その結果、申込児童数も増加傾向となっています。

この傾向は、女性の就業率（13 ページ参照）の増加に伴いしばらく続くと考えられますが、「令和4年版厚生労働白書」では、保育所の利用児童数のピークは令和7年と見込まれており、本市においても申込児童数は近い将来ピークを迎えることが予想されます。

また、利用定員数と申込児童数を比較すると0歳児と3歳以上児については利用定員数の方が明らかに多くなっており、数字の上では、現時点でもすべての申込児童について入園が可能な状況となっています。

しかしながら、保護者アンケート（VIII. 資料編1）のとおり、園の選択理由としては、園へのアクセスのしやすさが大きな要素となっており、また、地域によって事情も異なるため、次のとおり提供区域ごとに再編方針を検討していきます。

なお、待機児童、適正規模、教育・保育ニーズの多様化等の本市の課題に迅速に対応する必要があるため、再編の条件が整った地域から整備を進めます。



※各年4月1日時点

【2・3号認定子ども利用定員数】

提供区域	市立/私立	合計	0歳	1・2歳	3～5歳
中央区域	市立	260	32	80	148
	私立	2,189	219	754	1,216
	合計	2,449	251	834	1,364
西部北区域	市立	430	37	108	285
	私立	1,533	164	521	848
	合計	1,963	201	629	1,133
西部南区域	市立	635	58	172	405
	私立	1,629	223	554	852
	合計	2,264	281	726	1,257
南部区域	市立	519	57	164	298
	私立	0	0	0	0
	合計	519	57	164	298
東部区域	市立	196	13	56	127
	私立	0	0	0	0
	合計	196	13	56	127

(令和4年4月時点)

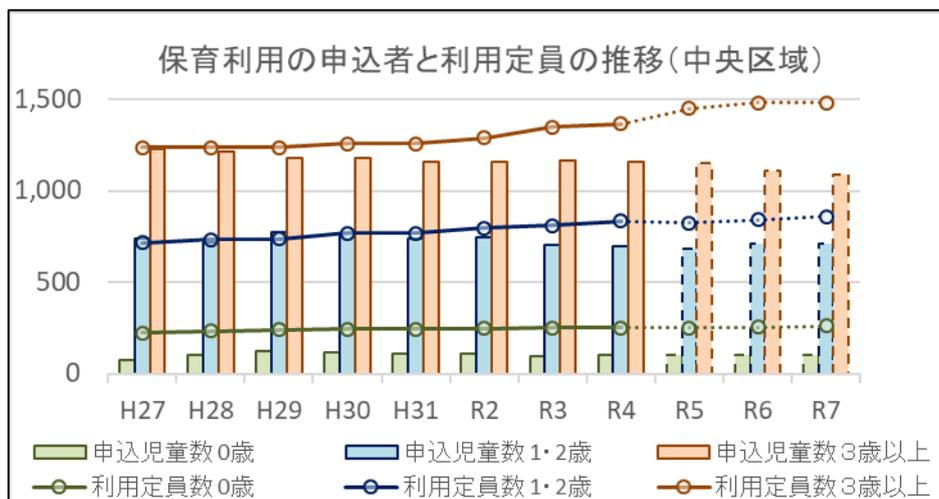
1. 中央区域

(再編対象園：若草こども園、済美幼稚園、佐保幼稚園、大安寺幼稚園)

中央区域の市立幼稚園は「Ⅲ. 奈良市の幼保施設の現状と課題」の「1. 施設及び利用児童の状況」(18 ページ) のとおり、全て閉園基準に該当しています。

また、保育需要については、下図のとおり全ての年齢区分において、利用定員数が申込児童数を上回っており、今後もその傾向は継続する見込みです。

本区域については民間の幼保施設が多数あることから、今後の再編に際しては、近隣の民間幼保施設が地域の教育・保育需要の受け皿となるよう誘導することや、閉園も含めて、再編を進めます。



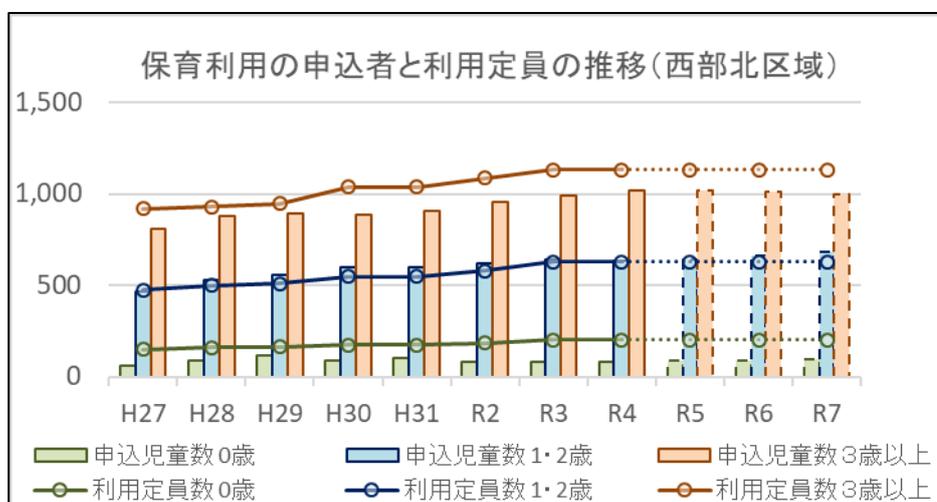
※各年4月1日時点

2. 西部北区域

(再編対象園：神功こども園、朱雀こども園、左京こども園、東登美ヶ丘こども園、青和こども園、平城こども園)

西部北区域の保育需要については、1、2歳児の申込児童数が利用定員数を現状上回っており、その傾向は当面継続する見込みです。そのため、今後の再編については、就学前児童数の推移に注視しつつ、大規模開発等により継続的に利用定員数を上回る保育需要が見込まれる場合は、既存の3-5歳児を対象とした市立こども園を、民営化により対象年齢を0-5歳児に拡充することも必要と考えます。

また、朱雀こども園、神功こども園においては、施設が幼児棟・乳児棟とに分かれており、きょうだいの年齢によっては園児の送迎等に時間を要するため保護者の負担となっています。また、運営においても一元管理が難しい側面もあることから、利用者・運営者双方にとって利便性が向上する環境整備等も考慮して再編を進めます。



※各年4月1日時点

3. 西部南区域

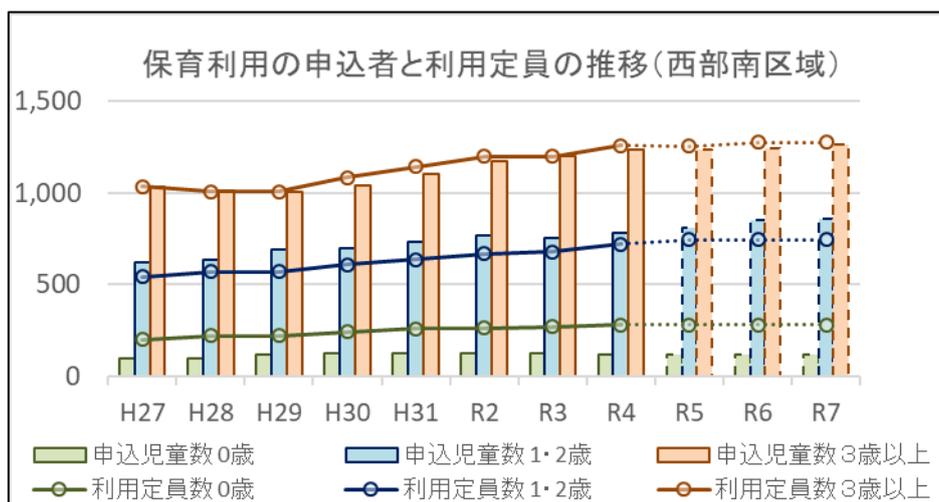
(再編対象園：伏見こども園、都跡こども園、学園南こども園、富雄南こども園、富雄北幼稚園、鳥見幼稚園)

西部南区域の市立幼稚園は「Ⅲ. 奈良市の幼保施設の現状と課題」の「1. 施設及び利用児童の状況」(18ページ)のとおり、全て閉園基準に該当しています。

保育需要については1、2歳児の申込児童数が利用定員数を上回っており、また、3歳児以上の申込児童数と利用定員数が拮抗している状況で、ともにその傾向は当面継続する見込みです。

そのため、今後の再編については、就学前児童数の推移に注視しつつ、大規模開発等により継続的に利用定員数を上回る保育需要が見込まれる場合は、既存の3-5歳児を対象とした市立こども園を、民営化により対象年齢を0-5歳児に拡充することも必要と考えます。

また、小学校の敷地内にあり通園が不便であったり、進入路が狭あいである等、立地に問題を抱えた幼保施設が多いことから、環境改善を考慮して再編を進める必要があります。



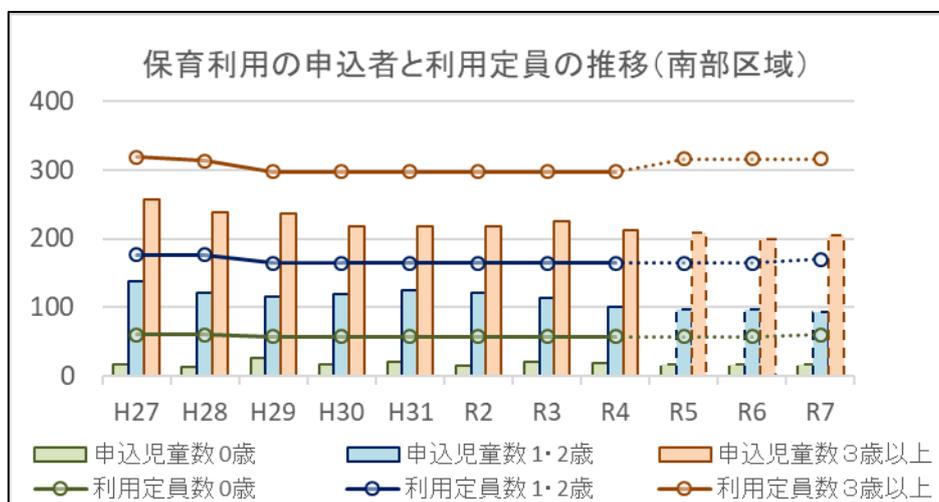
※各年4月1日時点

4. 南部区域

(再編対象園：都南保育園、高円こども園、辰市こども園、帯解こども園)

南部区域においては、現状全ての年齢区分において、利用定員数が申込児童数よりも大幅に上回っており、その傾向は継続する見込みです。また、区域内に民間園がありません。

そのため、就学前児童数や教育・保育需要、園の配置等を勘案し、定員の見直しや閉園も含めた再編を進めます。



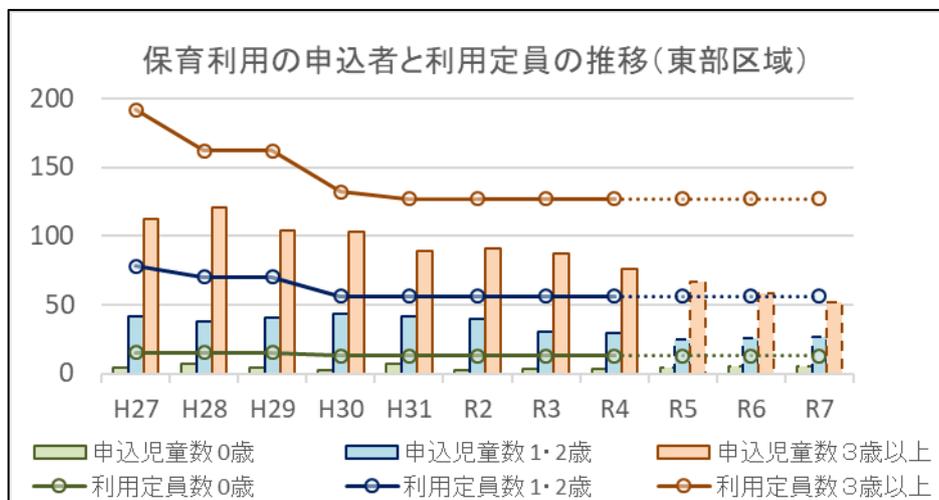
※各年4月1日時点

5. 東部区域

(再編対象園：柳生こども園、布目こども園(休園)、月ヶ瀬こども園、都祁こども園)

東部区域においては、現状全ての年齢区分において、利用定員数が申込児童数よりも大幅に上回っており、その傾向は継続する見込みです。また、区域内に民間園がなく、市街地か

ら離れているため、保育需要だけでなく地勢も含めた検討が必要です。そのため、自然環境を活用した特色のある園とする方法も検討します。さらに、他区域より少子高齢化、人口減少が進んでいるため、定員の見直しや閉園だけでなく、移管先法人と地域の方々との連携についても考慮して、再編を進めます。



※各年4月1日時点

VIII. 資料編

1. 市立こども園在園児保護者アンケート結果について

(1) 市立こども園在園児保護者アンケートの実施について

本市では、当計画の前身である「奈良市幼保再編基本計画（平成25年1月）」「奈良市幼保再編実施計画（平成25年7月）」に基づき、市立幼保施設について計画的に統合・再編を進めてきました。その結果、現在市立こども園は18園（1園は休園中）となっています（令和4年4月現在）。今回、前身の「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」の検証、現在の幼児教育・保育環境の分析及び今後の市立幼保施設の在り方を検討するにあたり、市立こども園の在園児保護者を対象に、下記の概要でアンケート調査を実施しました。

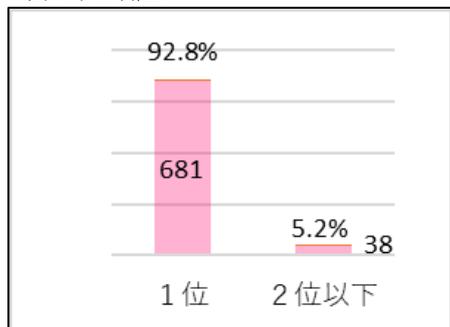
1. 目的	現在の教育・保育の状況の把握、及び今後の市立幼保施設の在り方について検討するにあたり、市立こども園の在園児保護者の意見を聴取し参考とするため
2. 実施方法	<p>(1) 調査対象 奈良市立認定こども園（17園）を利用している全児童の保護者 [世帯数] 1,736世帯</p> <p style="text-align: center;"> { 1号認定 897名 2・3号認定 1,120名 } </p> <p>(2) 調査方法 ① QRコードを用いた電子回答 ② 紙での回答の希望者については、園に申し出て紙で回答</p> <p>(3) 調査期間 令和4年10月21日（金）～令和4年10月31日（月）</p>
3. 回収結果	<p>(1) 有効回答数 733件（①電子回答：731件 ②紙回答：2件）</p> <p>(2) 回答率 42.2%</p> <p>(3) 集計方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本アンケート結果は選択された数の合計を回答数として集計している。 ・複数回答可としている設問（問1）については、有効回答数と合計が一致しない場合がある。 ・回答率について、小数点第2位を四捨五入している。

保護者アンケートの回収結果は、有効回答数として733件、回答率が42.2%となりました。なお、結果概要については、次のとおりです。

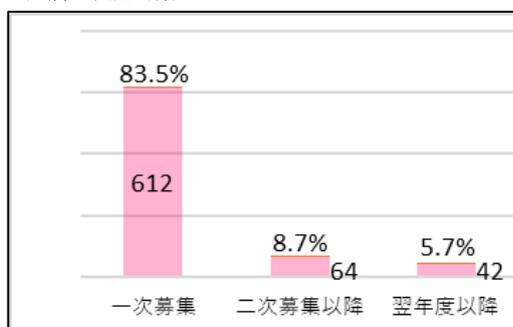
(2) 現在通っているこども園について

アンケートでは、「問1 現在通っているこども園」で回答者の属性等を問いましたが、特に「園の希望順位」や「入所の決定時期」については以下のようなものになりました。

《園の希望順位》



《入所の決定時期》



希望順位については、全体では92.8%の園児は第1希望の園へ入園しています。

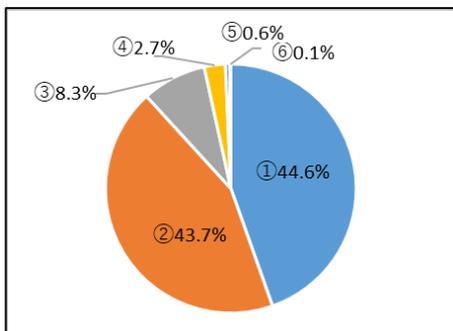
また、入所決定時期については、全体では83.5%の園児が一次募集で決定しています。

(3) 現在通うこども園の満足度について

アンケートの「問2 現在通うこども園の満足度」について、保護者の回答結果は以下のようなものになりました。

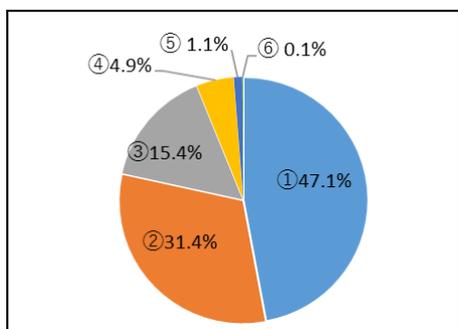
【総合満足度】

- ①：非常に満足 ②：おおむね満足 ③：普通
④：やや不満足 ⑤：非常に不満足 ⑥：わからない

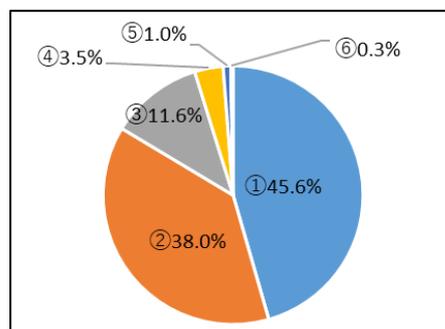


【項目別満足度】

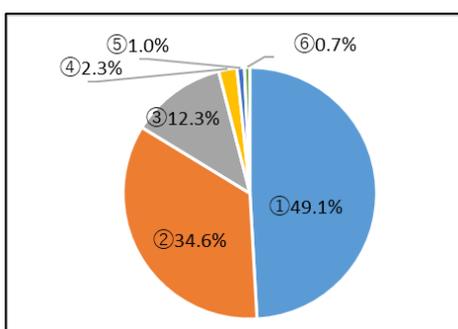
《保育時間の長さ（延長時間含む）》



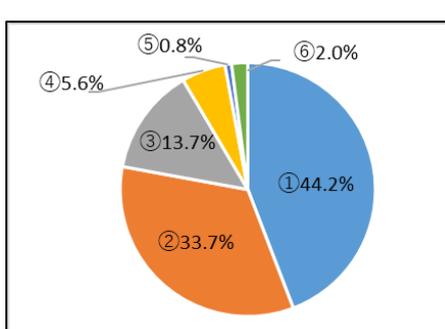
《教育・保育内容》



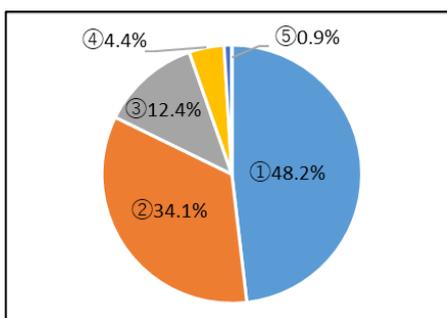
《給食・おやつ（食に対する教育を含む）》



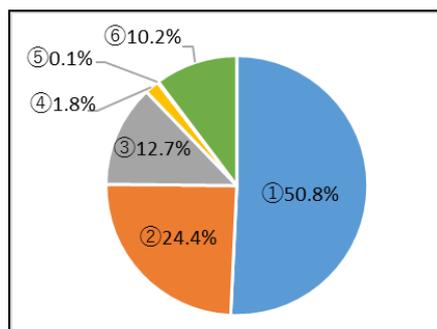
《保育士の人数》



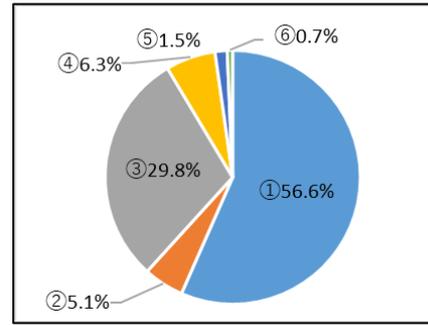
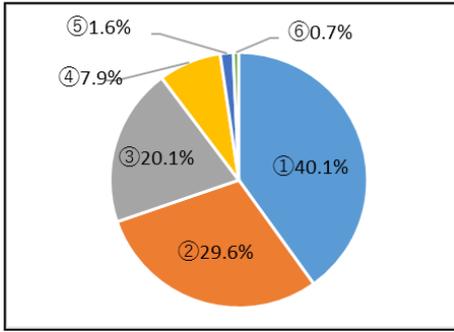
《保護者への対応》



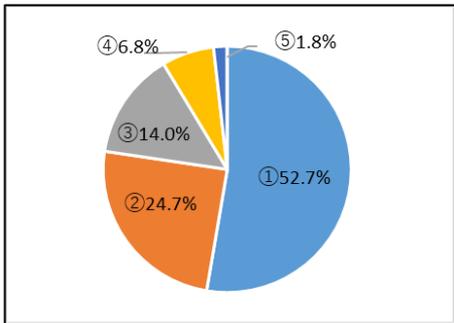
《病気・アレルギー等への対応》



《施設・環境等（施設の充実や衛生管理）》 《保育料金（追加費用含む）》



《通いやすさ》

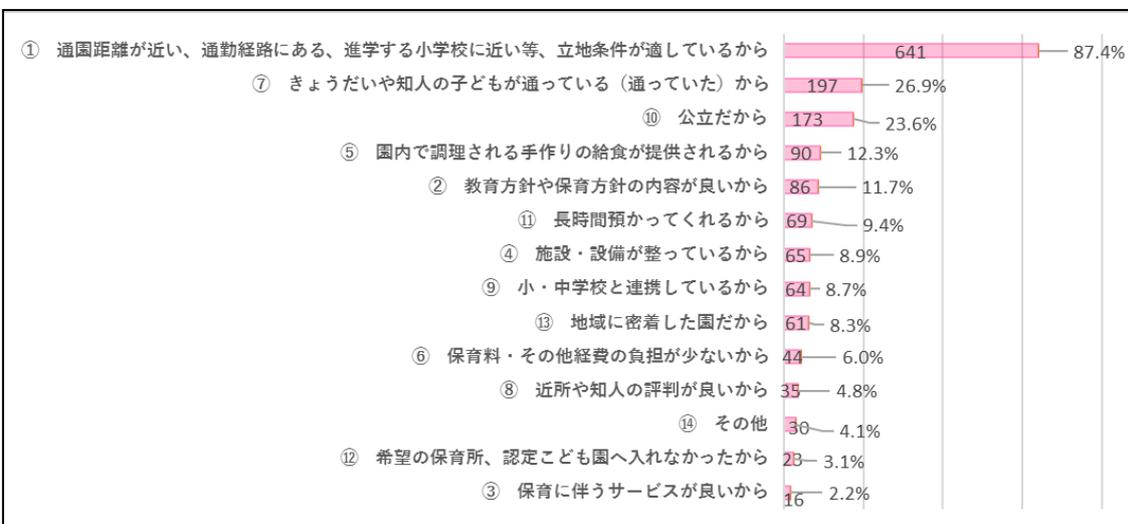


この結果、「総合満足度」において「非常に満足・おおむね満足」と回答した保護者の割合が 88.3%となりました。また「項目別満足度」においても、全ての項目で「非常に満足」の回答が一番多くなっています。

しかし、不満度を見てみると、すべての項目の中で一番不満度が高い項目は、「施設・環境等」となりました（不満度（やや不満足・非常に不満足）9.5%）。また、「保育士の人数」の不満度（6.4%）、「保護者への対応」の不満度（5.3%）についても、他の「項目別満足度」と比べて高い傾向となっています。

(4) 現在通うこども園を選択した理由について

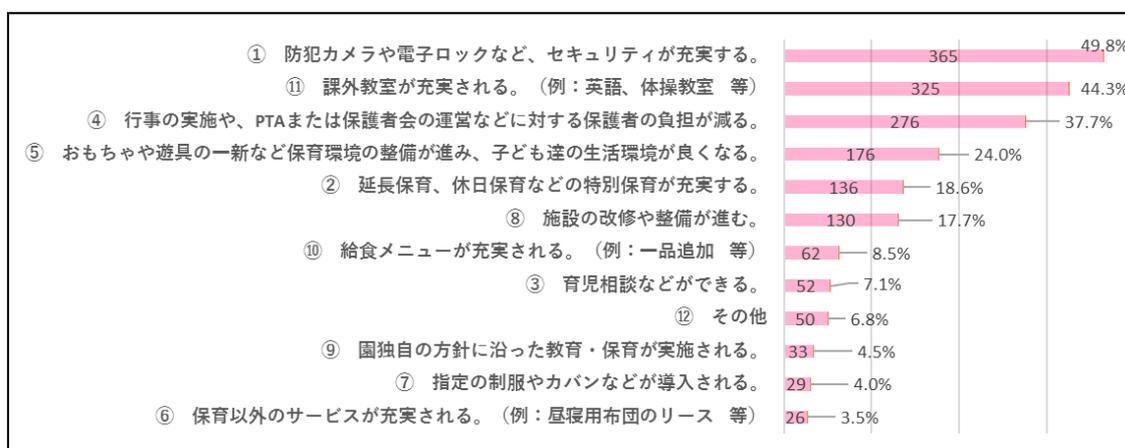
アンケートの「問2 現在通うこども園を選択した理由（最大3つまで選択）」について、保護者の回答結果は以下のようなものになりました。



「問3 現在通うこども園を選択した理由」について、回答が多い順として「①通園距離が近い、通勤経路にある、進学する小学校に近い等、立地条件が適しているから」が87.4%と圧倒的に回答率が高く、続いて「⑦きょうだいや知人の子どもが通っている（通っていた）から」（26.9%）、「⑩公立だから」（23.6%）の順となりました。一方、「③保育に伴うサービスがいいから」が2.2%、「④施設・設備が整っているから」が8.9%と回答率が低くなっています。

(5) 追加を期待する保育サービスについて

アンケートの「問4 追加を期待する保育サービス（最大3つまで選択）」について、保護者の回答結果は以下のようなものになりました。



回答が多い順として「①防犯カメラや電子ロックなど、セキュリティが充実する。」(49.8%)、「⑪課外教室が充実される。(例：英語、体操教室 等)」(44.3%)、「④行事の実施や、PTAまたは保護者会の運営等に対する保護者の負担が減る。」(37.7%)、「⑤おもちゃや遊具の一新など保育環境の整備が進み、子ども達の生活環境が良くなる」(24.0%) という結果になりました。

(6) その他の意見について

また、「問5 その他自由回答」においては、園運営・職員・施設・コロナ関係・安全対策等、さまざまな意見がありました。分類別では以下のとおりです。

園運営	71件	通園手段・駐車場	15件
教育・保育内容	14件	給食	6件
保護者負担（費用面）	3件	コロナ関係	25件
保護者負担（その他）	12件	職員	18件
PTA・保護者会	16件	再編	13件
施設管理	22件	その他	52件
安全対策	20件		

(※問5の総回答数は208ですが、1つの回答に複数の意見が含まれている場合は、それぞれ別意見としてカウントしています。)

この保護者の自由回答の中には、「5. 追加を期待する保育サービスについて」の回答結果と同様の意見が下記のとおりありました。

- セキュリティの強化を求めるもの…9件
- 課外教室の実施を求めるもの…6件
- 特別保育（延長保育、土曜保育、病児保育など）の更なる充実を求めるもの…10件
- OPTA等の保護者組織の活動の負担減を求めるもの…16件

このことから、保護者の更なるサービスアップ及び保護者負担の軽減に対するニーズが高いことがわかります。

なお、自由回答の中で「再編」として意見があった13件については、市立幼稚園の更なるこども園化を求めるもの、市立幼保施設の民間移管について反対の立場のもの、市立幼稚園の3年保育の導入、また3号認定受入の園や定員を増やしてほしいといったものなどがありました。

(7) まとめ

このアンケートの結果からは、市立こども園在園児保護者の意識として、現在通っている市立こども園について概ね満足しているが、潜在的なニーズとして、セキュリティの強化や課外授業の充実をはじめとしたサービスアップ、保育ニーズの多様化やそれに対するきめ細やかな対応、老朽化している施設や環境の改善等を望んでいることがわかりました。また、共働き世帯の増加や在宅ワーク、フレックスタイム等、多様な働き方が拡大し、認定区分に関わらず就労している方が増加したことから、保護者の負担を軽減し、時代に合わせた園と保護者の新しい関わり方が求められていることがわかります。

前身の「奈良市幼保再編基本計画」（平成25年1月）策定時では、「幼児教育の充実」及び「子育てと仕事の両立支援」の施策の方向性として、幼稚園の過小規模化や保育所の待機児童の発生という課題の解消、3歳児保育や預かり保育を実施するため、保護者の就労形態に関わらず子どもが教育・保育の機会を得ることができる認定こども園への転換等を進めてきました。前計画の策定からおおよそ10年経過した現在、保護者アンケートの結果をみると、社会情勢の変化に伴い、保護者の教育・保育ニーズが多様化、高度化していることがわかります。この傾向は今後も続くことが予想され、これら全てのニーズに対し、行政による均一のサービスでは、財政的にも人員的にも的確な対応が難しい状況となっています。このことから、教育・保育サービスの提供の在り方について、効率化やサービス向上といった観点からも時代に即した柔軟な見直しが求められています。

2. 移管園の在園児保護者アンケート結果について

本市の幼保再編の取組について、令和2年度以降は民間移管を中心に再編を進めているところですが、これまで民間移管を実施した園の移管後の対応として、移管後に在籍する在園児保護者を対象に、下記のとおりアンケート調査を行いました。

【調査対象】 民間移管園（5園）の在園児保護者

（令和2年度～令和4年度アンケート実施）

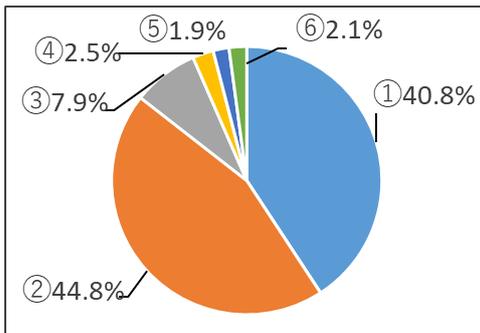
【調査対象世帯数】 688世帯 【回答世帯数】 431世帯 （回答率：62.6%）

【回答世帯内訳】 移管前から在籍の保護者：257世帯 59.6%

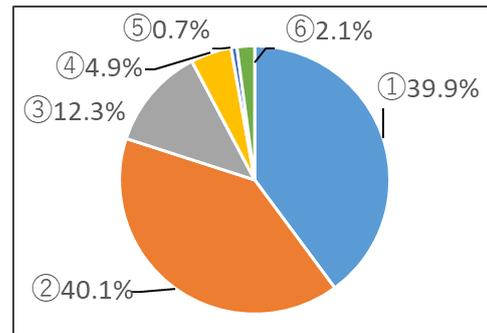
移管後から在籍の保護者：174世帯 40.4%

①：満足 ②：おおむね満足 ③：どちらでもない ④：やや不満 ⑤：不満 ⑥：無回答

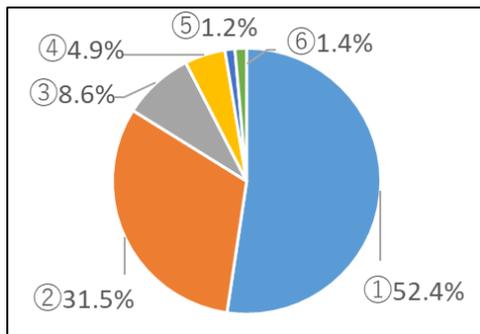
《保育内容について》



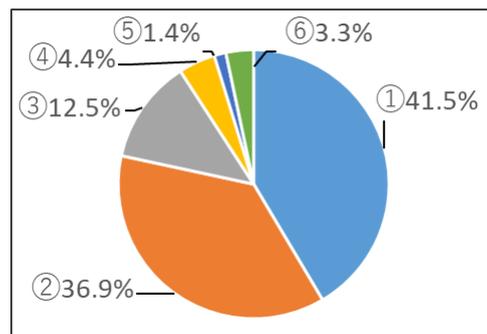
《年間行事について》



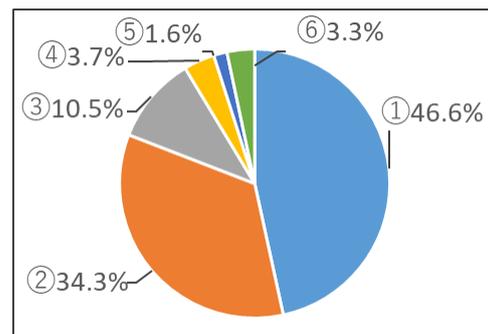
《給食について》



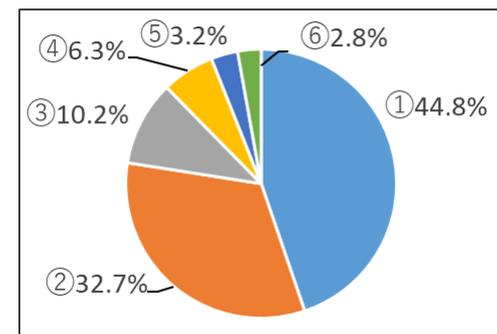
《保健衛生について》



《職員について》

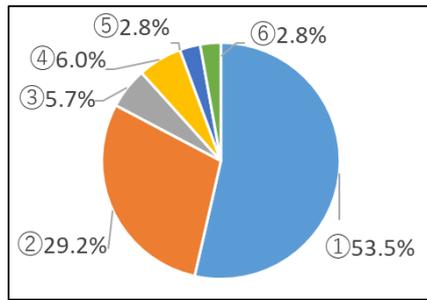


《施設環境について》

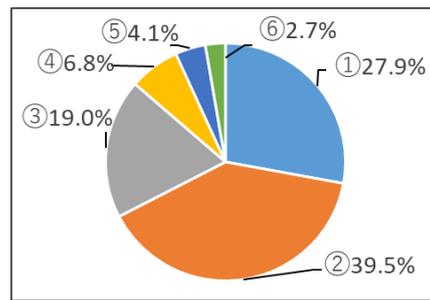


<施設環境について>

①改築など施設的环境改善が図られた園



②施設改修など環境改善が未了の園



保護者アンケートの結果、質問事項の全ての項目において「①満足」「②おおむね満足」との回答が75%以上を示しており、中でも「保育内容」の項目では「①満足」「②おおむね満足」と回答された割合が85%を超える一番高い割合となっています。また、「給食」の項目では「①満足」と回答された割合が一番高くなっています。

しかし、「保健衛生」「施設環境」の項目では「①満足」「②おおむね満足」との回答が他の質問項目と比較して80%を下回っています。特に「施設環境」に着目すると、移管後に改築などの環境改善が図られた園と、アンケート時点で施設改修などが未了で園舎が公立園時代のままの園では、満足度にも大きな差が生じています。

3. その他の資料について

① 【提供区域別認定こども園の入所児童数】

区域	区分	定員	0歳	1,2歳	3~5歳	合計
中央	教育	429			362	362
	保育	1,081	28	246	483	757
西部北	教育	879			548	548
	保育	1,423	53	394	711	1,158
西部南	教育	609			425	425
	保育	742	44	217	448	709
南部	教育	126			80	80
	保育	419	15	87	189	291
東部	教育	74			28	28
	保育	196	3	27	75	105
教育合計		2,117			1,443	1,443
保育合計		3,861	143	971	1,906	3,020

※ 受託児童を含む

※ 2・3号認定は令和4年4月時点、1号認定は令和4年5月時点

② 【奈良市内の全保育所の園児数の推移】

区域	H24	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
中央	1,899	1,582	1,482	1,441	1,472	1,207	1,178
西部北	1,232	751	613	608	493	548	548
西部南	1,573	1,383	1,428	1,353	1,449	1,490	1,393
南部	403	181	168	46	46	37	38
東部	74	0	0	0	0	0	0
計	5,181	3,897	3,691	3,448	3,460	3,282	3,157

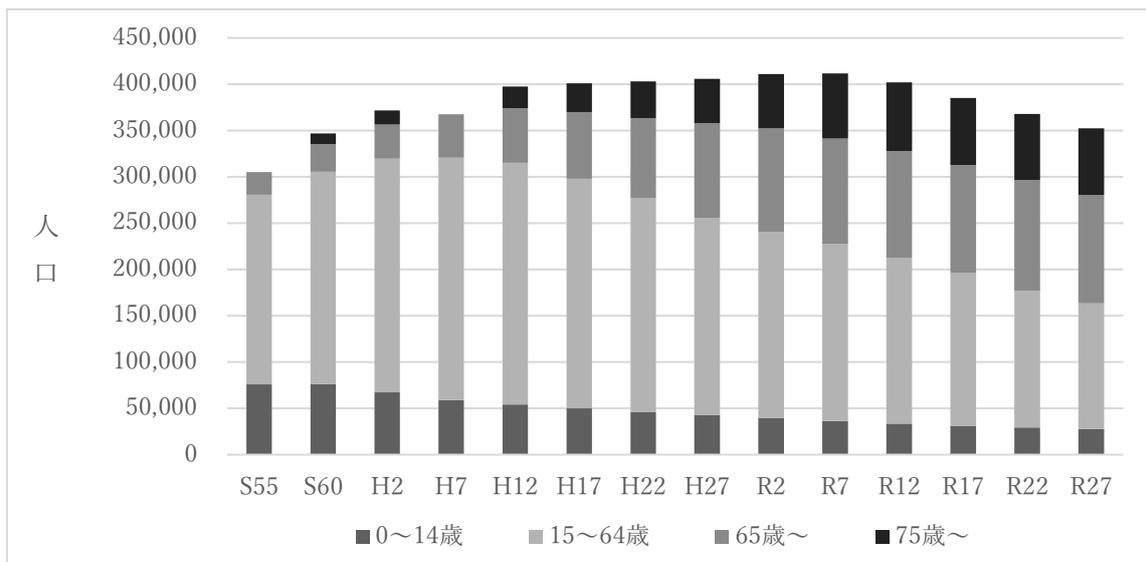
※ 各年度4月時点

※ 小規模保育施設の園児数含む

※ 市立保育所と民間保育所の合算

※ 認定こども園の保育部分の園児数は含まない

③ 【奈良市の年齢別人口の推移】

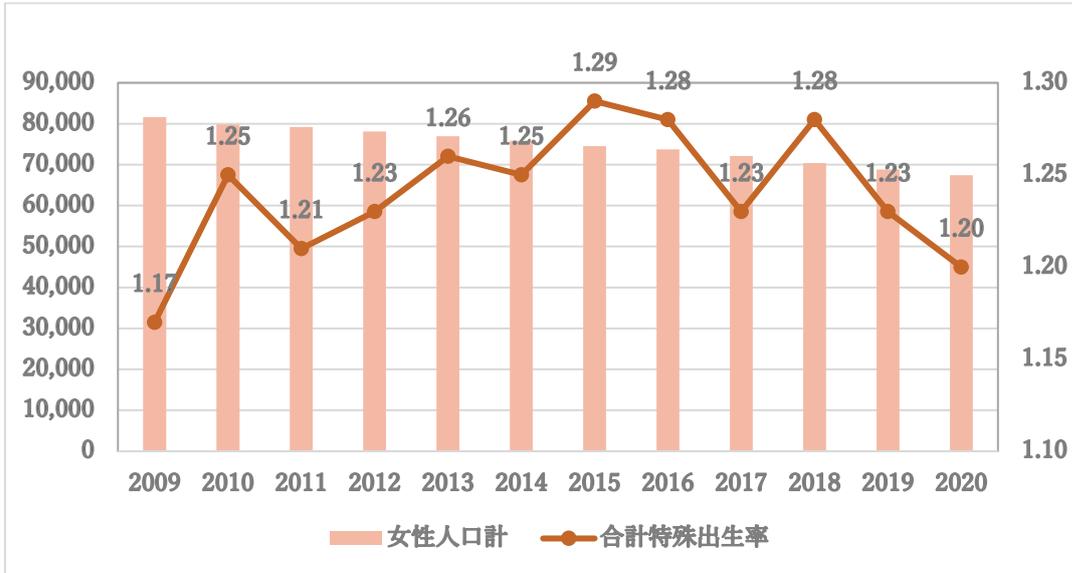


※ 昭和55年と平成7年の75歳以上の人口データなし

※ 平成12年以前については、奈良市、旧都祁村、旧月ヶ瀬村を合計している

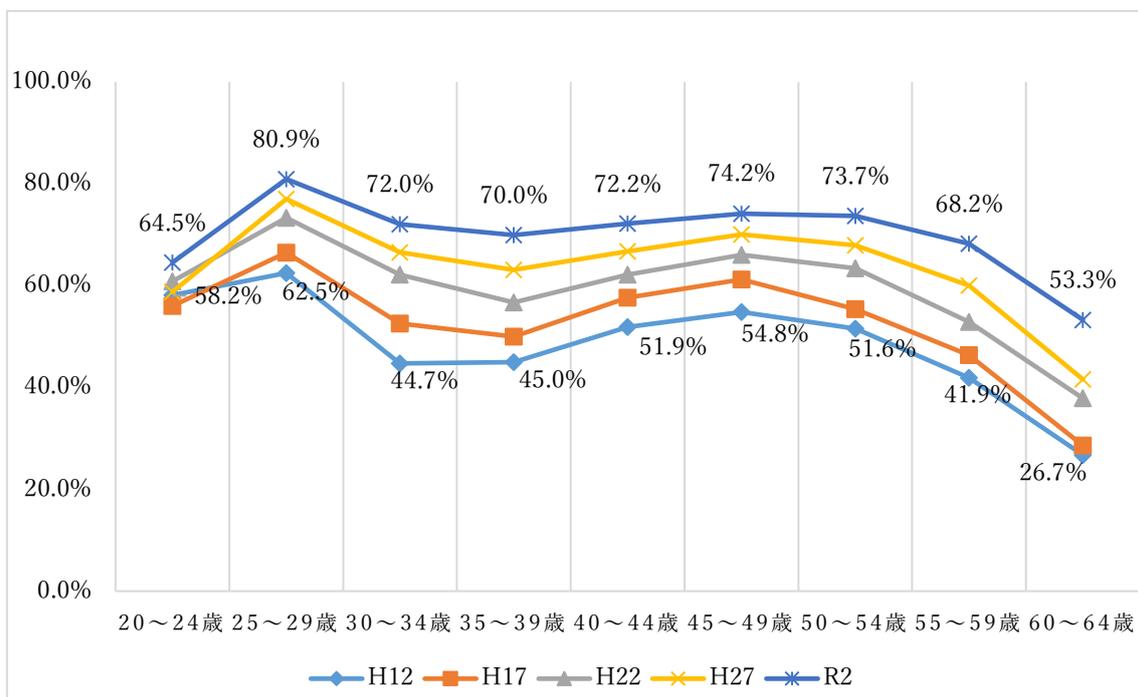
※ 令和7年度以降については、推計

④ 【奈良市の15～49歳の女性人口と合計特殊出生率の推移】



※ 女性人口については、奈良市の住民基本台帳に基づく数字を使用

⑤ 【奈良市の女性の就業率】



⑥【利用定員と在園児数の比較（平成24年度・令和4年度（各年4月））】

※幼稚園を除く

（平成24年度）

提供区域	園児数	合計	平成24年4月
			2・3号
中央市街地	利用定員	2,065	2,065
	在園児数	1,899	1,899
西北部	利用定員	2,638	2,638
	在園児数	2,535	2,535
中部	利用定員	250	250
	在園児数	270	270
南部	利用定員	730	730
	在園児数	403	403
東部	利用定員	300	300
	在園児数	181	181
全市 合計	利用定員	5,983	5,983
	在園児数	5,288	5,288

※平成24年度の区域については、奈良市第4次総合計画に示されている地域別土地利用の方向性によって分けられたゾーンで分割している。

（令和4年度）

提供区域	園児数	合計	令和4年4月			
			3号		2号	1号
			0歳	1・2歳		
中央区域	利用定員	2,878	251	834	1,364	429
	在園児数	2,298	99	681	1,155	363
西部北区域	利用定員	2,842	213	665	1,195	879
	在園児数	2,272	76	618	1,012	566
西部南区域	利用定員	2,873	275	714	1,265	609
	在園児数	2,541	115	754	1,233	439
南部区域	利用定員	645	57	164	298	126
	在園児数	412	18	99	212	83
東部区域	利用定員	270	13	56	127	74
	在園児数	135	3	27	75	30
全市 合計	利用定員	9,508	803	2,409	4,179	2,117
	在園児数	7,658	311	2,179	3,687	1,481

※令和4年度の区域については、子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域で区分している。

⑦ 【市立園こども園在園児保護者向けアンケート調査票】

奈良市立認定こども園保護者様向け 利用者アンケート

令和4年10月
奈良市子ども政策課

平素は、奈良市教育・保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
このアンケートは、現在の教育・保育の状況の把握と、今後の市立幼保施設の在り方について検討を進めるにあたり、現在市立認定こども園に在籍している園児の保護者の皆様のご意見等を伺うために実施するものです。
いただいた回答は、アンケートの目的以外には一切使用いたしません。お忙しい中恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見・ご感想をお聞かせいただけますよう、よろしく申し上げます。
なお、集計の都合上、各項目の自由記述につきましては、文字数を制限しています。ご協力よろしくお願いいたします。

回答期間：令和4年10月21日（金）～令和4年10月31日（月）

現在通っている市立こども園についてお伺いします。

- 問1 (1)現在のクラス (2)認定区分 (3)入所が決まった時期 (4)園について、あなたにとっての希望順位 (5)主な通園方法 (6)通園にかかる所要時間 (7)通っているこども園 について教えてください。
(2人以上在籍する場合は、それぞれお選びください。同時期に同じ園へ入所したきょうだい（双子など）の場合は、1つお選びください。)

- (1) 現在のクラス（複数回答可）
① 0歳児 ② 1歳児 ③ 2歳児 ④ 3歳児 ⑤ 4歳児 ⑥ 5歳児
- (2) 認定区分（複数回答可）
① 1号認定 ② 2号認定 ③ 3号認定
- (3) 入所決定時期（複数回答可）
① 一次募集で決定 ② 二次募集以降で決定 ③ 当初入所希望年度の翌年度以降（入所月： 月）
- (4) 希望順位（複数回答可）
① 1位 ② 2位以下
- (5) 主な通園方法
① 徒歩 ② 自転車 ③ 車 ④ 公共交通機関（バス、電車 等）
- (6) 通園にかかる所要時間
① 15分以内 ② 15分～30分以内 ③ 30分～1時間以内 ④ 1時間以上
- (7) 通っているこども園
① 富雄南こども園 ② 都祁こども園 ③ 左京こども園 ④ 都跡こども園 ⑤ 青和こども園 ⑥ 常解こども園
⑦ 月ヶ瀬こども園 ⑧ 柳生こども園 ⑨ 高円こども園 ⑩ 神功こども園 ⑪ 若草こども園 ⑫ 朱雀こども園
⑬ 平城こども園 ⑭ 東登美ヶ丘こども園 ⑮ 辰市こども園 ⑯ 学園南こども園 ⑰ 伏見こども園

- 問2 現在通っているこども園についてお答えください。

		1.非常に満足	2.おおむね満足	3.普通	4.やや不満足	5.非常に不満足	6.わからない
(1)	保育時間の長さ（延長保育含む）	①	②	③	④	⑤	⑥
(2)	教育・保育内容	①	②	③	④	⑤	⑥
(3)	給食・おやつ（食に対する教育を含む）	①	②	③	④	⑤	⑥
(4)	保育士の人数	①	②	③	④	⑤	⑥
(5)	保護者への対応	①	②	③	④	⑤	⑥
(6)	病気・アレルギー等への対応	①	②	③	④	⑤	⑥

(7)	施設・環境 等 (施設の充実や衛生管理)	①	②	③	④	⑤	⑥
(8)	保育料金 (追加費用含む)	①	②	③	④	⑤	⑥
(9)	通いやすさ	①	②	③	④	⑤	⑥
(10)	総合満足度	①	②	③	④	⑤	⑥

問3 現在通っているこども園を選んだ理由に近いものはなんですか。最大3つまで選んでください。

- ① 通園距離が近い、通勤経路にある、進学する小学校に近い等、立地条件が適しているから
- ② 教育方針や保育方針の内容が良いから
- ③ 保育に伴うサービスが良いから (オムツの持ち帰りをしなくて良い 等)
- ④ 施設・設備が整っているから
- ⑤ 園内で調理される手作りの給食が提供されるから
- ⑥ 保育料・その他経費の負担が少ないから
- ⑦ きょうだいや知人の子どもが通っている (通っていた) から
- ⑧ 近所や知人の評判が良いから
- ⑨ 小・中学校と連携しているから
- ⑩ 公立だから
- ⑪ 長時間預かってくれるから
- ⑫ 希望の保育所、認定こども園へ入れなかったから
- ⑬ 地域に密着した園だから
- ⑭ その他 (自由記述・50字まで ※簡潔をお願いします)

問4 現在の園運営の内容に、今後追加されるとしたら、どのようなサービスを期待しますか。最大3つまで選んでください。

- ① 防犯カメラや電子ロックなど、セキュリティが充実する。
- ② 延長保育、休日保育などの特別保育が充実する。
- ③ 育児相談などができる。
- ④ 行事の実施や、PTAまたは保護者会の運営などに対する保護者の負担が減る。
- ⑤ おもちゃや遊具の一新など保育環境の整備が進み、子ども達の生活環境が良くなる。
- ⑥ 保育以外のサービスが充実される。(例：昼寝用布団のリース 等)
- ⑦ 指定の制服やカバンなどが導入される。
- ⑧ 施設の改修や整備が進む。
- ⑨ 園独自の方針に沿った教育・保育が実施される。
- ⑩ 給食メニューが充実される。(例：今の給食に一品追加される、行事食が増える 等)
- ⑪ 課外教室が充実される。(例：英語、体操教室 等)
- ⑫ その他 (自由記述・50字まで ※簡潔をお願いします)

問5 その他自由意見
(市立幼保施設の今後の在り方について等に関する意見があれば記載してください/400字以内)

アンケートは以上です。ご協力いただき誠にありがとうございました。

⑧ 【移管園在園児保護者向けアンケート調査票】

令和〇年〇月〇日

〇〇こども園在園児保護者 様

奈良市子ども政策課

民間移管後の園運営に関する保護者アンケートについて

○アンケートの趣旨

社会福祉法人〇〇が運営する〇〇こども園につきましては、令和〇年度より奈良市立〇〇園から公私連携幼保連携型認定こども園として民間移管されました。移管後においては、市と〇〇により定期的な会議や巡回保育を実施しているところです。

この度、移管後の園運営内容等について保護者の皆様のご意見をお聞きすることにより、今後の民間移管の取組の参考とするとともに、さらなる教育・保育の向上を目的として保護者アンケートを実施することとなりました。なお、アンケート結果は園と共有し、取りまとめの上、保護者の皆さまにご報告させていただく予定です。

○アンケートの実施期間及び回収方法

令和〇年〇月〇日（〇）までに園に設置している回収箱へ投函してください。

お忙しいところ恐縮でございますが、ご協力よろしく願いいたします。

○回答に関しての注意点

質問に対して、該当する回答の口に✓を記入してください。また、記述形式の回答については、[]内へのご記入をお願いします。

○アンケート内容

クラス名 _____ 氏名 _____

《利用期間について》

問1 こども園（保育園・幼稚園）の利用期間についてお答えください。

※2人以上在籍されている場合は、在籍期間が1番長い児童の入園時期をお選びください。

① 民間移管前から在籍している。

（〇〇園：令和〇年3月31日以前）

② 〇〇こども園になってから在籍している。

《お子さまのクラスについて》

問2 お子さまの在籍クラスをお答えください。

※2人以上在籍されている場合は、それぞれお選びください。（複数回答可）

① 0歳児クラス ② 1歳児クラス ③ 2歳児クラス

④ 3歳児クラス ⑤ 4歳児クラス ⑥ 5歳児クラス

《保育内容について》

問3 現在の保育（遊びや生活）の内容についてどのように感じておられますか。

<p>(1) 皆さまにお聞きします。現在の園運営に対してお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>	<p>(2) 民間移管前から利用されている方にお聞きします。民間移管前と比べてお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>
--	---

《年間行事について》

問4 年間行事（日程や内容）についてどのように感じておられますか。

<p>(1) 皆さまにお聞きします。現在の園運営に対してお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>	<p>(2) 民間移管前から利用されている方にお聞きします。民間移管前と比べてお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>
--	---

《給食について》

問5 給食の内容（献立、食材、量、アレルギー食対応、その他配慮食対応など）についてどのように感じておられますか。

<p>(1) 皆さまにお聞きします。現在の園運営に対してお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>	<p>(2) 民間移管前から利用されている方にお聞きします。民間移管前と比べてお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>
--	---

《保健衛生について》

問6 保健衛生管理（手洗いなどの衛生対策、感染症、病気やけがの時の処置対応や保護者連絡など）についてどのように感じておられますか。

<p>(1) 皆さまにお聞きします。現在の園運営に対しておえください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>	<p>(2) 民間移管前から利用されている方にお聞きします。民間移管前と比べてお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>
---	---

《職員について》

問7 職員の対応（園児・保護者への接し方）についてどのように感じておられますか。

<p>(1) 皆さまにお聞きします。現在の園運営に対しておえください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>	<p>(2) 民間移管前から利用されている方にお聞きします。民間移管前と比べてお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>
---	---

《施設環境について》

問8 施設環境（園舎、園庭、遊具等の園の設備）についてどのように感じておられますか。

<p>(1) 皆さまにお聞きします。現在の園運営に対しておえください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>	<p>(2) 民間移管前から利用されている方にお聞きします。民間移管前と比べてお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①満足している</p> <p><input type="checkbox"/>②概ね満足している</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④やや不満である</p> <p><input type="checkbox"/>⑤不満である</p>
---	---

《お子さまの様子について》

問9 お子様の園での生活の様子についてどのように感じておられますか。

<p>(1) 皆さまにお聞きします。現在の園運営に対してお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①楽しんでいる</p> <p><input type="checkbox"/>②それなりに楽しんでいる</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④あまり楽しめていない</p> <p><input type="checkbox"/>⑤楽しめていない</p>	<p>(2) 民間移管前から利用されている方にお聞きします。民間移管前と比べてお答えください。</p> <p><input type="checkbox"/>①楽しんでいる</p> <p><input type="checkbox"/>②それなりに楽しんでいる</p> <p><input type="checkbox"/>③どちらでもない</p> <p><input type="checkbox"/>④あまり楽しめていない</p> <p><input type="checkbox"/>⑤楽しめていない</p>
--	---

《その他》

問10 その他ご意見等がございましたらご記入ください。

[]

連絡先 奈良市 子ども未来部子ども政策課
幼保連携推進係

TEL 0742-34-4792

FAX 0742-34-4798

Email kodomoseisaku@city.nara.lg.jp